

第2章 公的年金

【1】 年金制度の概要

—年金担当—

1 現在加入している年金制度

皆さんは、現在2つの公的年金制度と1つの公務員共済組合独自の年金制度の合計3つ（いわゆる3階建て）の年金制度に加入しています。

(1)	国民年金 (基礎年金)	全ての国民に共通する年金制度で 1階部分 と呼ばれます。昭和61年4月1日から「国民皆年金制度」が開始され、20歳から60歳までの全国民に加入義務があります。
(2)	厚生年金 (被用者年金)	被用者（給与をもらい働く人）に共通する年金制度です。働いていた期間と報酬額に比例した年金が支給されます。国民年金に上乗せして支給されるため、 2階部分 と呼ばれます。
(3)	年金払い退職給付 (退職等年金給付)	公務員独自の年金制度で、平成27年10月から開始した制度です。 新3階部分 と呼ばれます。 ※平成27年9月までの期間については、旧共済年金制度の経過的職域加算額として支給されます。（旧3階部分）

【図1】現在の公的年金制度の体系



2 年金の種類

(1) 1階部分：国民年金（基礎年金）の給付の種類

名称 種類	国民年金 (基礎年金)	給付事由
老齢給付	老齢基礎年金 【全員対象】	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳から給付 ・20歳から60歳までの保険料納付期間が480月（40年）であれば、満額831,700円 （金額の計算方法 P.26 参照）
障害給付	障害基礎年金 【該当者のみ】	<ul style="list-style-type: none"> ・障害基礎年金では、障害等級1級～2級のみ 障害基礎年金（1級）：1,039,625円 障害基礎年金（2級）： 831,700円 加給年金（子のみ） 2人まで1人につき：239,300円 3人から1人につき： 79,800円
遺族給付	遺族基礎年金 【該当者のみ】	<ul style="list-style-type: none"> ・遺族基礎年金では、子のいる配偶者又は子が対象になります。 ① 死亡した人の配偶者であって、②に該当する子と生計を同じくしている人 遺族基礎年金額：基本額831,700円に子の加算額を加えた額。子の加算額は、1人目と2人の子はそれぞれ239,300円、 3人目以降は1人につき79,800円 ② 死亡した人の子（18歳に達する年度末までの子 又は障害等級1～2級の障がいの状態にある20歳までの子） 遺族基礎年金額：基本額831,700円に、子が2人以上のときは、2人の子は239,300円、3人目以降は1人につき79,800円の加算額を加え、年金を受ける子の数で割った額

（給付額は令和7年4月現在）

(2) 2階部分：厚生年金の給付の種類

名称 種類	厚生年金 (被用者年金)	給付事由
老齢給付	老齢厚生年金 【全員対象】	受給資格を満たし、支給開始年齢に達したときに給付 (受給資格や見込み額等について <P. 23~25 参照>)
障害給付 ※在職中の病気 負傷により、障がいの状態になつたとき	障害厚生年金 【該当者のみ】	病気又は負傷した方が、障害等級1~3級の障害程度 にあると認められたときに給付 (P. 48、49 参照)
	障害手当金 【該当者のみ】	初診日から5年以内に治り、一定の障がい状態にある と認められたときに給付 (在職中でも受給可) (P. 50 参照)
遺族給付 ※死亡したとき	遺族厚生年金 【該当者のみ】	組合員又は組合員であった者が死亡したとき及び 年金受給者が死亡したときに遺族に給付 (P. 51、52 参照)

(3) 3階部分：年金払い退職給付の種類

名称 種類	年金払い退職給付 (退職等年金給付)	給付事由
老齢給付	退職年金 (有期部分と終身部分あり) 【全員対象】	引き続く公務員共済組合の加入期間が 1年以上ある者が65歳に達し、かつ、公 務員を退職しているとき、または短期組合 員で公務員の厚生年金に加入していない ときに支給される年金 (P. 27、28 参照)
遺族給付	遺族一時金 (有期部分の未支給期間分) 【該当者のみ】	引き続く公務員共済組合の加入期間が1 年以上ある者又はあった者が死亡したと きに遺族に支給される一時金
	公務遺族年金 (終身のみ) 【該当者のみ】	公務による傷病(通勤災害は除く。)によ り死亡した場合、遺族に支給される年金
障害給付	公務障害年金 (終身のみ) 【該当者のみ】	公務による傷病(通勤災害は除く。)によ り障がいの状態になったとき、障がいの状 態である間支給される年金 ただし在職中(常勤公務員等一般組合員で ある期間)は全額支給停止

3 年金を決定・支給する実施機関

年金を決定・支給する組織を「実施機関」と呼びます。公務員の厚生年金は最後に所属した共済組合が決定・支給します。各年金の実施機関は以下のとおりです。

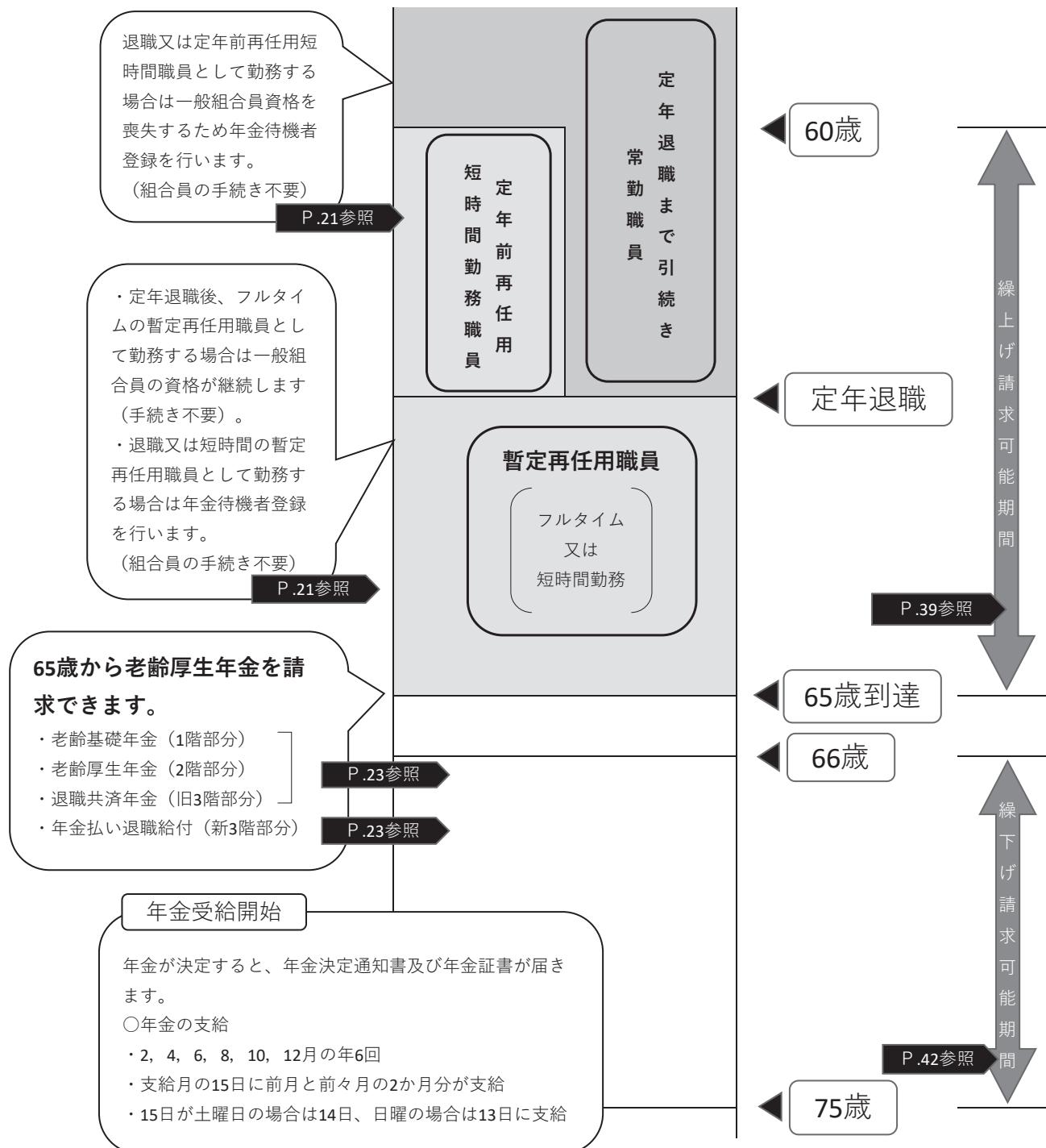
	公的年金等	実施機関 (年金を決定・支給する組織)	加入者
1階部分	国民年金 (基礎年金)	日本年金機構 (年金事務所)	20歳から60歳 の全国民
2階部分	厚生年金 (被用者年金)	一般 厚生年金	民間勤務や 臨時の任用職員 非常勤職員等
		公務員 厚生年金 経過的 職域加算額 を含む。	国家公務員 共済組合
			国家公務員
		地方公務員 共済組合 公立学校共済組合 市町村職員共済組合等	地方公務員等
	私学 厚生年金	私立学校振興 ・共済事業団	私立学校教職員
3階部分	年金払い退職給付 (退職等年金給付)	国家公務員共済組合 地方公務員共済組合	公務員厚生年金 加入者

○厚生年金（被用者年金）は、それぞれの実施機関が決定・支給します。

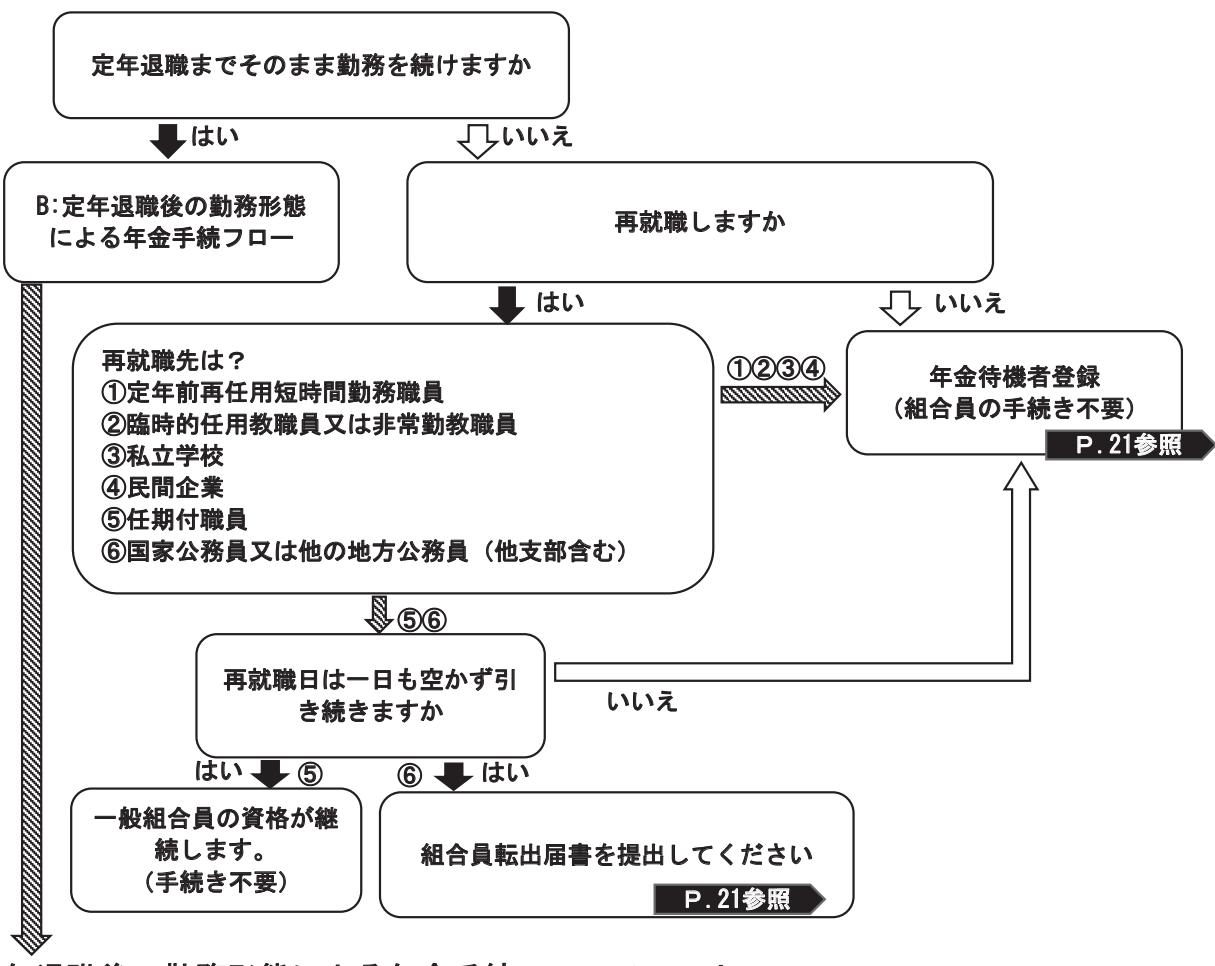
厚生年金保険に加入している20歳から60歳までの間は、同時に国民年金にも加入していることになります。

【2】 今後の年金手続き等

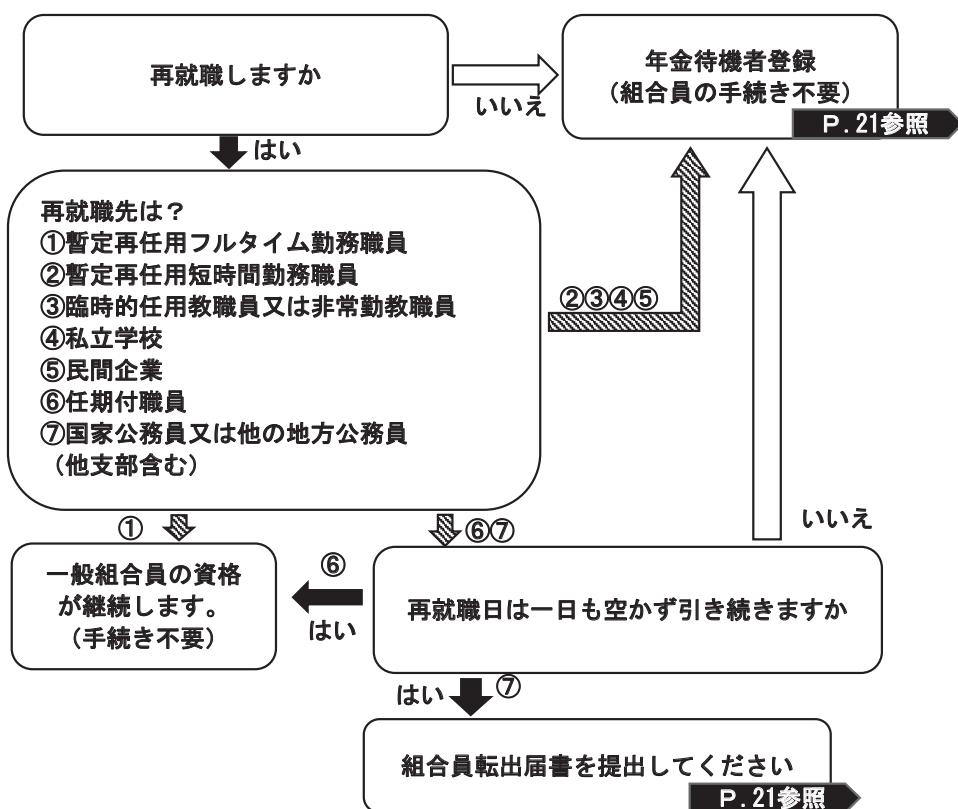
イメージ図



フローチャート



B:定年退職後の勤務形態による年金手続フローチャート



1 退職時の手続き

退職に係る年金関係の手続きについては、P.19 のイメージ図と P.20 のフローチャートを確認してください。

(1) 年金待機者登録

年金待機者登録とは、年金決定に必要な組合員期間中の年金記録（これまでの公務員期間や報酬額情報等）を整備し、年金が決定されるまで「年金待機者」として登録することをいいます。

手続きについては、任命権者からの資格喪失情報の提供に基づき、事務を進めますので、原則、組合員の皆さまからの手続きは不要です。

登録が完了すると、公立学校共済組合本部から自宅に「年金待機者登録通知書」とリーフレット「年金待機者になられた皆さまへ」が送付されます。

また、同時に年金待機者番号が付番されます。送付された通知書等は年金支給開始まで大切に保管してください。

(2) 組合員転出届書

退職後、引き続き、国や他の自治体に採用され、他府県の公立学校共済組合や他の公務員共済組合に加入する場合は、退職日以後、共済組合に「組合員転出届書」及び履歴書を提出してください。それにより、新たに加入する共済組合に年金記録が引き継がれます。

なお、様式は大阪支部ホームページからダウンロードできます。

※ 大阪支部で一般組合員（健康保険・年金とも公務員共済への加入）としての資格を喪失し、引き続き、他支部、他共済で一般組合員資格を取得する場合のみが対象となります。臨時的任用職員、非常勤職員等の短期組合員として採用される場合は、任命権者からの情報に基づき年金待機者登録を行います。

(例)

勤務先	加入する共済組合	加入する年金制度
知事部局への異動	地方職員共済組合へ転出	地共済厚生年金
他の都道府県の公立学校教職員	公立学校共済組合の他支部へ転出	地共済厚生年金
市町村の教育委員会等の職員	市町村職員共済組合へ転出	地共済厚生年金
大阪府警察本部に勤務	警察共済組合へ転出	地共済厚生年金
国立の学校教員等	国家公務員共済組合へ転出	国共済厚生年金

(3) 履歴書の作成

退職の際には、退職手当の請求や年金請求の手続きのための履歴書の作成、提出が必要になります。

履歴書の作成方法や部数、提出時期などについては任命権者により異なりますので、各市町村教育委員会 又は大阪府教育庁への退職手当の請求関係にあわせて作成していただき、各教育委員会等からの通知にしたがって、提出してください。

また、他共済や公立学校共済組合の他都道府県支部へ「転出」する場合も、履歴書の作成が必要となります。(引き続くことで退職手当の支給がない場合、年金用の2部のみ必要となります。)

(4) 国民年金への加入（配偶者）

組合員本人が退職（短期組合員への組合員種別の変更も含みます）又は65歳に到達したことにより、扶養されていた配偶者（20歳以上60歳未満の者）は、国民年金第3号被保険者の資格を喪失することとなります。

組合員が次に該当する場合、それぞれに記載の手続きをしてください。

〈参考 P.6「配偶者を扶養していた場合の手続き」〉

●退職後、年金制度に加入しない場合

（退職前に65歳に到達した場合も含む。）

扶養されていた配偶者（20歳以上60歳未満の者）は、組合員の退職後、国民年金第1号被保険者となり、国民年金第3号から第1号への種別変更の手続きが必要です。

手続き☞ 住所地の市区町村の国民年金担当課

●退職後、加入する厚生年金制度が変わる場合

組合員が退職して再就職後、加入する厚生年金制度が変わり、引き続き配偶者（20歳以上60歳未満の者）を扶養する場合、新たに国民年金第3号被保険者関係手続きが必要です。

手続き☞ 再就職先の社会保険担当部署

2 65歳に到達した時の手続き

(1) 老齢年金の受給開始年齢到達

老齢年金とは、ある一定の年齢に到達したときに支給される年金のことです。

皆さん 65歳から「老齢基礎年金」、「老齢厚生年金」、「退職共済年金（経過的職域加算額）」、「年金払い退職給付」の合計 4つの年金（※）を受給することになります。

		平成 27 年 9 月までの期間分	平成 27 年 10 月以降の期間分
3 階部分		旧 3 階部分 退職共済年金（経過的職域加算額） <支給要件> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>公的年金制度【1】</u>の加入期間が 10 年以上あること ・平成 27 年 9 月以前に引き続く<u>公務員共済組合【3】</u>の加入期間が 1 年以上あること ・加入期間が 1 年以上あること 	新 3 階部分 年金払い退職給付 <支給要件> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続く<u>公務員共済組合【3】</u>の加入期間が 1 年以上あること ・<u>公務員共済組合【3】</u>の一般組合員でないこと
2 階部分		厚 生 年 金 (被用者年金)	<支給要件> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>公的年金制度【1】</u>の加入期間が 10 年以上あること ・<u>厚生年金保険【2】</u>の加入期間が 1 月以上あること
1 階部分		国 民 年 金 (基礎年金)	<支給要件> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>公的年金制度【1】</u>の加入期間が 10 年以上あること

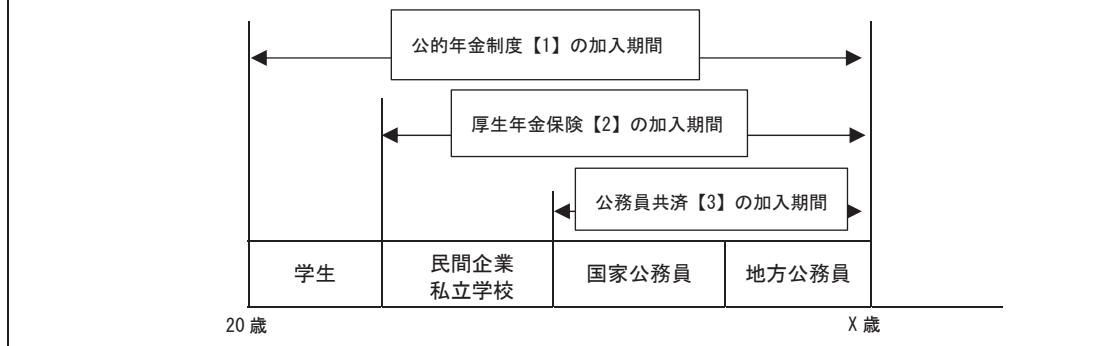
（※）平成 27 年 10 月以降に新たに組合員になった人は「退職共済年金（経過的職域加算額）」を除く合計 3 つの年金

用語説明

公的年金制度【1】の加入期間：すべての公的年金制度（国民年金や厚生年金等）の加入期間

厚生年金保険【2】の加入期間：すべての厚生年金保険の加入期間

公務員共済組合【3】の加入期間：公務員厚生年金の加入期間



(2) 老齢年金の請求

年金を受け取るには、皆さん自身が請求を行う必要があります。

請求書類は 65 歳の誕生日前に最後に所属した実施機関 (P. 18 参照) から送付されます。

退職後に再就職すると、公立学校共済組合以外の実施機関から請求書類が送付される場合があります。

同封される案内を確認し、請求書類や添付書類を提出してください。

～ 請求しないと年金は受け取れません！ ～

年金は、その権利を有する者の請求に基づいて、実施機関が決定することになっています。これを「請求主義」といいます。(厚生年金保険法第 33 条)

受け取る権利（受給権）ができたときに自動的に始まるものではありません。皆さん自身が請求手続を行うことで、年金として受け取ることができます。

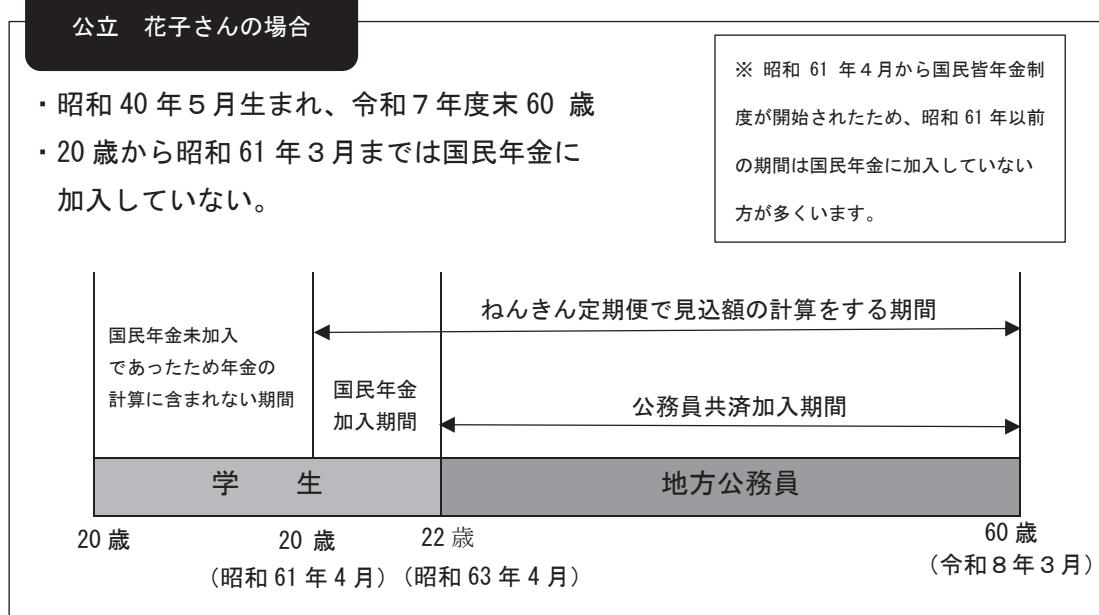
65 歳以上であることが要件の「老齢年金」も、請求をしないと年金は受け取れません。

年金の請求をせずに、年金を受け取る権利が生じたときから 5 年を過ぎると、法律に基づき、5 年以上前の分の年金については時効により受け取れなくなる場合があります。速やかに請求をお願いします。

(3) 年金の見込額

年金額の計算方法は年金の種類により異なります。

ここでは公立花子さんのケースを例に老齢年金の見込額を知る方法をご案内します。



① 老齢基礎年金・老齢厚生年金・退職共済年金の見込額→ねんきん定期便を確認する

毎年 1 回(※)、誕生日の月末に将来の年金見込額を記載した「ねんきん定期便」を送付します。35 歳・45 歳・59 歳の「節目年齢」の方には封書で、それ以外の方には圧着ハガキで届きます。

(※) 60 歳以上で公的年金の加入がない場合は見込額の変更がないため、ねんきん定期便は届きません。

ねんきん定期便 (サンプル)

定期便サンプル R07 挿入

基礎年金番号	私学共済の加入者番号
1234567890	

1. これまでの年金加入期間 (老齢年金の受け取りには、原則として

国民年金 (a)			船員保険 (c)		年金加入期間 合計 (未納月数を除く) (a + b + c)		合算対象期間等 (d)		受給資格期間 (a + b + c + d)	
第 1 号被保険者 (未納月数を除く)	第 3 号被保険者	国民年金 計 (未納月数を除く)	船員保険 (c)	年金加入期間 合計 (未納月数を除く) (a + b + c)	合算対象期間等 (d)	受給資格期間 (a + b + c + d)				
0 月	0 月	0 月	0 月	0 月	0 月	445 月				

厚生年金保険 (b)

厚生年金保険 (b)		厚生年金保険 計	
一般厚生年金 (国家公務員・地方公務員)	公務員厚生年金 (国家公務員・地方公務員)	私学共済厚生年金 (私立学校の教職員)	厚生年金保険 計
0 月	445 月	0 月	445 月

①「第 1 号被保険者 (未納月数を除く)」欄には、この「ねんきん定期便」の作成年月日以降の国民年金保険料の前納期間の月数も含めて表示しています。
②(d) 欄には、「国民年金の任意加入期間のうち保険料を納めていない期間 (任意加入未納期間)」および「特定期間」の合計月数を表示しています。
この任意加入未納期間の月数は参考であり、年金を請求するときに書類による確認が必要です。

2. 老齢年金の種類と見込額 (1 年間の受取見込額)

受給開始年齢		歳～	歳～	歳～	65 歳～
(1) 国民年金					老齢基礎年金 737,031
(2) 厚生年金保険					老齢厚生年金 1,401,670
一般厚生年金期間 (国家公務員・地方公務員)					18,561
公務員厚生年金期間 (国家公務員・地方公務員)					220,242
私学共済厚生年金期間 (私立学校の教職員)					
(1) と (2) の合計					合計 見込額 2,377,504

①老齢年金の受取見込額は、現在の加入条件で 60 歳まで継続して加入したものと仮定し、60 歳を越えて加入している場合は額が変化します。
②受給開始年齢が 120 月に達していない場合で特定期間を有している場合、既に老齢年金を決定している場合は、老齢年金の見込額が表示されません。一般厚生年金期間はお近くの年金事務所へお問い合わせください。
③国家公務員と地方公務員の双方にお勤めであった方は、それそれぞれの加入期間を合算して計算しています。
④平成 27 年 9 月までに加入実績に応じた改正前の国公務員共済組合法及び地方公務員共済組合法による経過的職域加算額 (共済年金) を含めて表示しています。
※被用者年金・元払年金 (平成 27 年 9 月以前の退職年金) (報酬比例部分) は、老齢年金の見込額に含まれません。老齢年金の見込額に算入した金額を、被用者年金・元払年金 (平成 27 年 9 月以前) が廃止されたため、被用者年金・元払年金 (平成 27 年 10 月以降) についても職域加算額部分 (特別支給の老齢厚生年金) が算入されています。
⑤上記のほか、この「ねんきん定期便」の表示内容については、当共済組合のホームページをご覧ください。

- 25 -

● 老齢年金の計算方法

1階部分老齢基礎年金（国民年金）

《計算方法》

20歳から60歳まで40年間加入した場合、年金額は満額で831,700円/年（令和7年度）です。未加入の期間がある場合は、加入月数に応じて年金額が計算されます。計算方法は以下のとおりです。

$$\text{老齢基礎年金の額} = 831,700 \text{ 円 (満額)} \times \frac{\text{加入月数}}{480 \text{ 月 (40 年間)}}$$

● 加入月数は、次の①～③の期間を合計した期間となります。

- ① 国民年金第1号被保険者：国民年金保険料納付期間、免除月数がある場合は全部又は一部免除に応じた割合の期間が加算
- ② 国民年金第2号被保険者：20歳から60歳までの共済組合や厚生年金保険の加入期間
- ③ 国民年金第3号被保険者：昭和61年4月1日以降の国民年金第2号被保険者の被扶養配偶者の期間

公立 花子さん
の場合

学生期間の昭和61年3月まで任意加入のため加入期間はなく、昭和61年4月から60歳まで39年1月（469月）加入

$$831,700 \text{ 円} \times \frac{469 \text{ 月 (39 年 1 月)}}{480 \text{ 月 (40 年間)}} = 812,640 \text{ 円}$$

2階部分老齢厚生年金（被用者年金）

《計算方法》

報酬に比例し、平均標準報酬（月）額と加入期間に基づき算出されます。

また、65歳到達時に一定の扶養家族（加給年金額対象者）がいる場合、加給年金額が加算されます。

→ 加給年金額についてはP. 37

旧3階部分退職共済年金（経過的職域加算額）

《計算方法》

平成27年9月末日までの公務員共済組合の加入期間の報酬に比例し、平均給与（給料）月額と加入期間に基づき算出されます。

（注）2階部分（厚生年金）と併せて支給されるため、個別の請求書はありません。

② 年金払い退職給付の見込額 → 給付算定基礎額残高通知書を確認する

毎年1回、7月下旬に前年度末における年金払い退職給付の「給付算定基礎額残高通知書」を自宅に送付しています。支給額の参考にしてください。

給付算定残高通知書																																																																											
親 展																																																																											
<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; text-align: center;"> 料金後納 郵 便 </div> </div>																																																																											
<p>101-0062 東京都千代田区 神田駿河台2-9-5</p> <p>公立 太郎 様</p> <p>1806285 221121 0000001# 00000001/00001 00000001</p> <p>大切なお知らせ</p> <p>年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書 問い合わせ先 [令和6年度末残高]</p> <p>公立学校共済組合</p> <p>〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-9-5 https://www.kouritu.or.jp/ 電話 03-5259-1122 受付時間 月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前9時から午後5時30分まで ※開封確認がやくなっていますので、おかげ開封しないよう お願いします。 ※電話によるご相談の内容は、正確にお聞きするため録音させて いただけあります。ご理解くださいまことにお願いします。 両面を、ゆっくりとはがして、ご覧ください。 (水に濡れている場合は、よく乾かしてからはがしてください。)</p>																																																																											
給付算定基礎額残高通知書 (6 年 4 月 ~ 7 年 3 月) (86841000000025) 単位 円																																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>(入金) 期月</th> <th>①標準報酬月額</th> <th>②付 与 額</th> <th>③利 息</th> <th>④給付算定基礎額残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前年度末</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>975875</td> </tr> <tr> <td>4月</td> <td>1500000</td> <td>7500</td> <td>57</td> <td>983432</td> </tr> <tr> <td>5月</td> <td>1500000</td> <td>7500</td> <td>57</td> <td>990989</td> </tr> <tr> <td>6月</td> <td>1500000</td> <td>22500</td> <td>59</td> <td>1013548</td> </tr> <tr> <td>7月</td> <td>1500000</td> <td>7500</td> <td>59</td> <td>1021107</td> </tr> <tr> <td>8月</td> <td>1500000</td> <td>7500</td> <td>60</td> <td>1028667</td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td>1530000</td> <td>7950</td> <td>60</td> <td>1036677</td> </tr> <tr> <td>10月</td> <td>1530000</td> <td>7950</td> <td>226</td> <td>1044853</td> </tr> <tr> <td>11月</td> <td>1530000</td> <td>7950</td> <td>228</td> <td>1053031</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>1500000</td> <td>22500</td> <td>233</td> <td>1075764</td> </tr> <tr> <td>1月</td> <td>1530000</td> <td>7950</td> <td>234</td> <td>1083948</td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td>1530000</td> <td>7950</td> <td>236</td> <td>1092134</td> </tr> <tr> <td>3月</td> <td>1530000</td> <td>7950</td> <td>238</td> <td>1100322</td> </tr> </tbody> </table>						(入金) 期月	①標準報酬月額	②付 与 額	③利 息	④給付算定基礎額残高	前年度末				975875	4月	1500000	7500	57	983432	5月	1500000	7500	57	990989	6月	1500000	22500	59	1013548	7月	1500000	7500	59	1021107	8月	1500000	7500	60	1028667	9月	1530000	7950	60	1036677	10月	1530000	7950	226	1044853	11月	1530000	7950	228	1053031	12月	1500000	22500	233	1075764	1月	1530000	7950	234	1083948	2月	1530000	7950	236	1092134	3月	1530000	7950	238	1100322
(入金) 期月	①標準報酬月額	②付 与 額	③利 息	④給付算定基礎額残高																																																																							
前年度末				975875																																																																							
4月	1500000	7500	57	983432																																																																							
5月	1500000	7500	57	990989																																																																							
6月	1500000	22500	59	1013548																																																																							
7月	1500000	7500	59	1021107																																																																							
8月	1500000	7500	60	1028667																																																																							
9月	1530000	7950	60	1036677																																																																							
10月	1530000	7950	226	1044853																																																																							
11月	1530000	7950	228	1053031																																																																							
12月	1500000	22500	233	1075764																																																																							
1月	1530000	7950	234	1083948																																																																							
2月	1530000	7950	236	1092134																																																																							
3月	1530000	7950	238	1100322																																																																							
*標準報酬月額欄には、同月に受けた期末手当等の額を含みます。 区 分 給付算定基礎額残高 有期退職年金算定基礎額 終身退職年金算定基礎額 ⑤前回度末 975875 — — ⑥付額累計 122700 — — ⑦利息額 1747 — — ⑧今回通知 1100322 — — ⑨給付算定基礎額等合計 1100322 (A) ⑩年金払い退職給付 加入期間 9年6月 ⑪付与率 令和6年4月～令和7年3月 1.500 % ⑫基準利率(年率) 令和6年4月～令和6年9月 0.070 % 令和6年10月～令和7年3月 0.260 %																																																																											
基礎年金番号 9999999999 作成 令和 7 年 6 月 18 日																																																																											

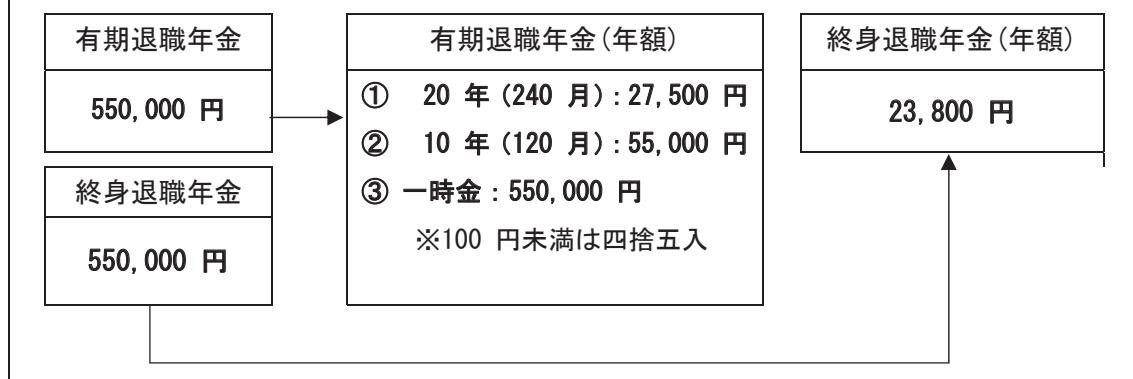
新3階部分年金払い退職給付（退職等年金給付）

《計算方法》

支払った掛け金や期間に応じた利子等を元に給付算定基礎額を算出し、実際に支給される年金額を算出します。

《給付の目安》

給付算定基礎額残高 (A) 約 1,100,000 円を 1/2 ずつ支給



新3階部分年金払い退職給付（退職等年金給付）

《受取方法》

有期年金と終身年金に分かれており、有期年金の受取方法が選択できます。

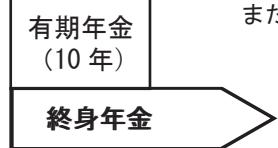
- 支給開始：65歳（60歳から繰上げ可能）
- 半分は有期年金（①20年、②10年、③一時金から選択）、半分は終身年金として支給されます。

※一時金を希望した場合、添付書類として退職手当の源泉徴収票が必要になる場合があります。

① 20年



② 10年



③ 一時金



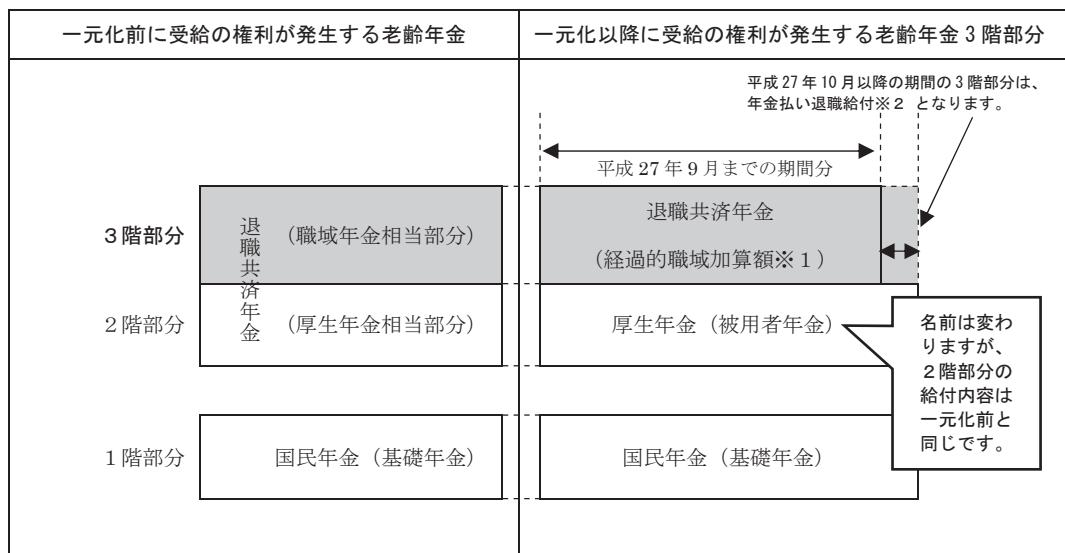
※組合員期間が10年未満の場合は、それぞれ半分ではなく4分の1

※受給者が死亡した場合、終身部分は終了し、有期部分の未支給期間分は遺族に一時金として支給

～なぜ3階部分だけ年金制度が新旧2つあるの？～

平成27年10月の年金一元化で、共済年金独自の3階部分「職域年金相当部分」は廃止され、新たに「年金払い退職給付」が創設されました。

65歳に到達して年金が支給されるときには、旧3階部分「職域年金相当部分」は、「退職共済年金（経過的職域加算額）」として平成27年9月以前の加入期間に応じて支給され、「年金払い退職給付」は、平成27年10月以降の加入期間に応じて支給されます。



※1「職域年金相当部分」は平成27年9月以前の加入期間に応じて、「退職共済年金（経過的職域加算額）」として65歳から支給されます。

※2「年金払い退職給付」は、平成27年10月以降の加入期間に応じて65歳から支給されます。

3 年金受給開始とその後

(1) 年金の決定

公立学校共済組合で年金が決定すると、年金証書と支給日が記載された年金決定通知書が自宅に届きます。初回の支給は、請求からおおむね4～6か月後になります。

年金証書は再就職した時等に必要となることがあるため、大切に保管してください。

(2) 年金の支給

支給は2・4・6・8・10・12月の年6回です。

原則として支給月の15日（土曜日のときは14日、日曜日のときは13日）に、支給月の前月と前々月の2か月分が後払いで支給されます。

公立学校共済組合と日本年金機構など、別の実施機関から年金を受給している場合、年金はそれぞれの実施機関から別々に振込まれます。

年金って「いつから」、「どうやって」支給されるの？

【例】昭和40年7月20日生まれ公立次郎さんの場合

老齢年金を受給する権利が発生する日は？

・次郎さんの場合は、令和12年7月19日が受給権発生日

老齢年金は65歳から受け取ることができます。老齢年金を受給する権利が発生する日を「受給権発生日」と呼びます。

老齢年金の受給権発生日は65歳の誕生日の前日です。

年金が支給されるのはいつから？

・次郎さんの場合は、8・9月分の年金が、令和12年10月15日以降に支給

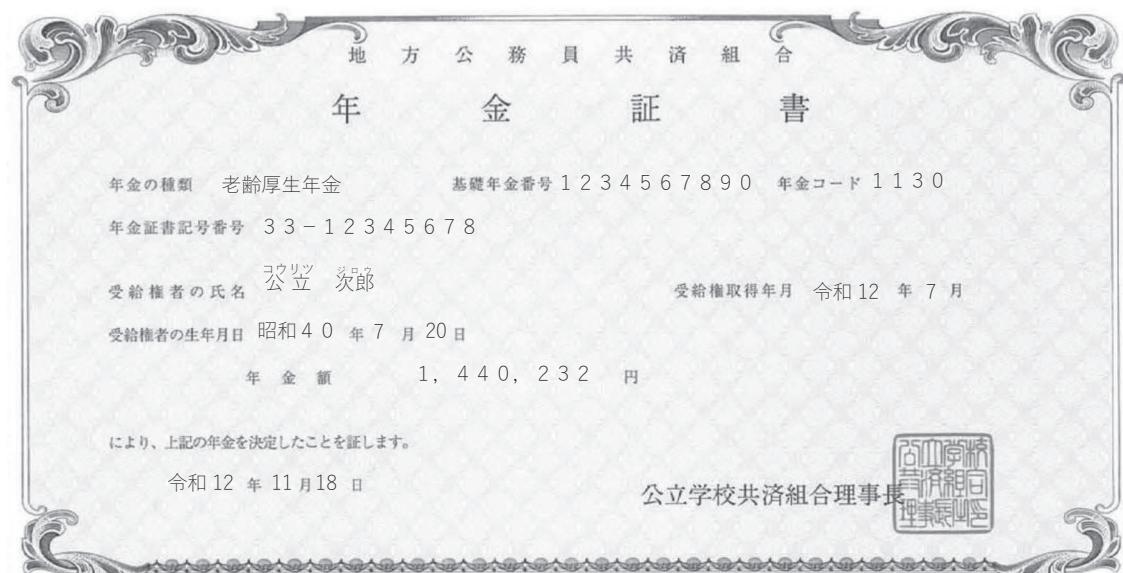
年金は、受給権発生日の翌月分からが支給の対象となります。

年金を新規に決定する場合は提出された請求書類に不備等がない場合、受付から決定までにおおむね4～6か月程度審査等に時間を要します。

決定後に年金証書(次ページのサンプル参照)で決定額等を通知し、受給権発生日の翌月分から決定時点までの支給分がまとめて支給されます。

※老齢年金の受給権発生日は65歳の誕生日の前日、年金支給は受給権発生日の翌月分からです。1日生まれの人の受給権発生日は、誕生日前月の末日となるため、1日生まれの人に限っては、誕生月から老齢年金の支給対象となります。

【参考】 年金証書 縮小サンプル(老齢厚生年金)



年金決定通知書

1. 年金の種類

2. 年金額

開始年月	基本となる年金額	加給年金額 または加算額	支給停止額	支給年金額	事由
令和12年8月	1,440,232 円	0 円	0 円	1,440,232 円	

3. 加入期間・平均標準報酬額等の内容

平成15年3月以前の期間	平成15年4月以後の期間	合計	平成15年3月以前の平均標準報酬額	平成15年4月以後の平均標準報酬額
192月	319月	511月	498,330円	941,902円

4. 加給年金額対象者の内訳

配偶者	子
無	人

101-0064

東京都 千代田区 神田駿河台

2-9-12

公立 次郎 様

(注) この決定について疑義がある場合は、当組合本部あてお問い合わせください。また、不服がある場合は、この決定があつたことを知った日から3月以内に文書又は口頭で行政不服審査(平成26年法律第60号)により、その趣旨および理由を付して、当組合内の公立学校共済組合審査会あて審査請求することができます。(法改正などの制度に対する不服は審査の対象になりません。)

上記のとおり年金を決定しましたので通知します。

令和12年11月18日

公立学校共済組合理事長



(3) 年金に係る税金について

●所得税

老齢厚生年金は、所得税法上、雑所得として課税され、年金が支給される度に所得税額が源泉徴収されます。この税額の求め方は、次のとおりです。

なお、障害厚生年金、遺族厚生年金は非課税です。

$$\text{所得税額} = (\text{年金の支給額} - \text{控除額}) \times 5.105\% \text{ (注)}$$

$$\text{控除額} = (\text{基礎的控除額} + \text{人的控除額}) \times \text{支給月数}$$

(注)所得税の税率は一律 5.105%となります。税率 (5.105%) は、所得税率 (5%) に復興特別所得税率を加算したものです。

※ 年金請求時の「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の提出により、各種控除〔配偶者控除・扶養控除・障害者控除・寡婦（夫）控除〕を受けることができます。

ただし、在職中の方は、給料の年末調整の「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の方を提出してください。

課税対象となる年金の受給者には、毎年10月に翌年分の「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」が送られてきますので、ご確認ください。

●住民税

住民税は、公的年金からの特別徴収（天引き）されます。（65歳以上）

老齢厚生年金を受給されている方は、日本年金機構から支給される老齢基礎年金から特別徴収されます。

【特別徴収の仕組み】

年金から徴収する各保険料及び住民税の額は、市区町村において算定し、市区町村からの依頼により年金から徴収して納付します。

4 年金受給後に勤務をする場合

65歳到達以降も再任用フルタイムとして引き続き公立学校共済組合員である場合の年金の制度等を説明します。

(1) 老齢厚生年金の支給調整

老齢年金受給権発生後に、再任用フルタイム勤務等、厚生年金に加入する働き方をしていた場合、報酬の月額等によって厚生年金の全額または一部が支給停止となることがあります。

詳細については、在職中の収入月額による厚生年金の支給調整（P. 45～47）をご参照ください。

(2) 退職時の年金関係手続き

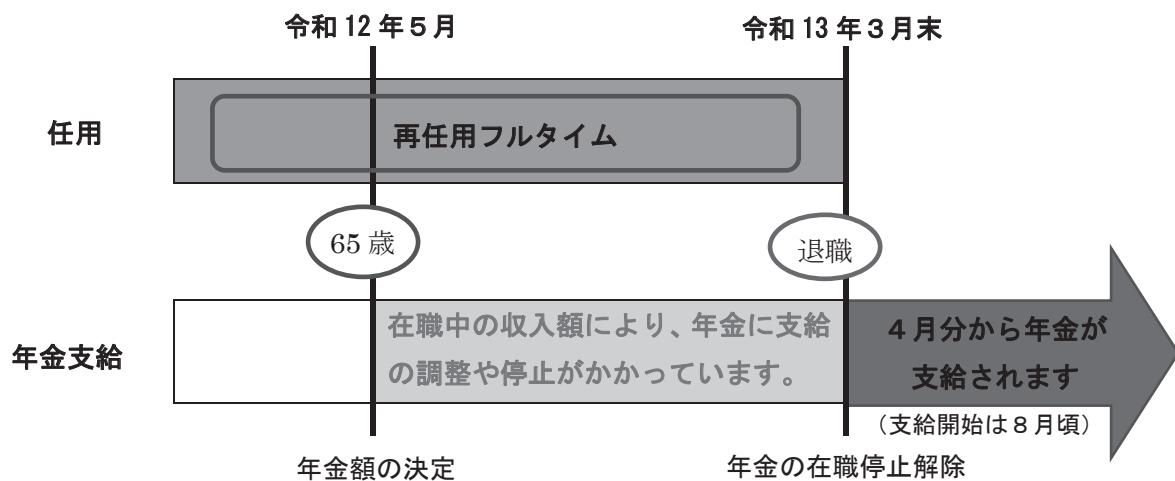
老齢年金受給者が退職した（する）場合「退職・資格変動調査票」を公立学校共済組合大阪支部年金グループに提出してください。

なお、様式は大阪支部ホームページからダウンロードできます。

年金の在職による支給停止の解除及び65歳以降勤務していた期間と給料情報を年金額に反映する手続き（退職改定）を行います。

「退職・資格変動調査票」の提出後は、退職改定が完了するまで、しばらくお待ちください。

【令和12年5月に65歳を迎える場合】



厚生年金の支給調整の解除は、4月分の年金からです。

通常、4・5月分の年金は6月に支給されますが、年度末に退職する場合、支給元である公立学校共済組合本部が全国一律で退職改定処理を行う関係で、例年6月定期支給の時点では、停止解除処理が完了していないのが現状です。

退職後の年金支給は、処理の都合上8月になる可能性があることをご承知ください。

～年金額は変動するって本当！？～

テレビや新聞で「年金額が増額（減額）されます。」といったニュースを見聞きされた方も多いのではないでしょうか？

基礎年金は加入月数・厚生年金は被用者期間の報酬情報に基づいて年金額が決定しておりますが、前年の物価や賃金の変動に応じて毎年度年金額を改定（増額又は減額）することとされています。

（令和4年度は0.4%減額、令和5年度は2.2%増額、令和6年度は2.7%増額
令和7年度は1.9%増額 ※67歳以下）

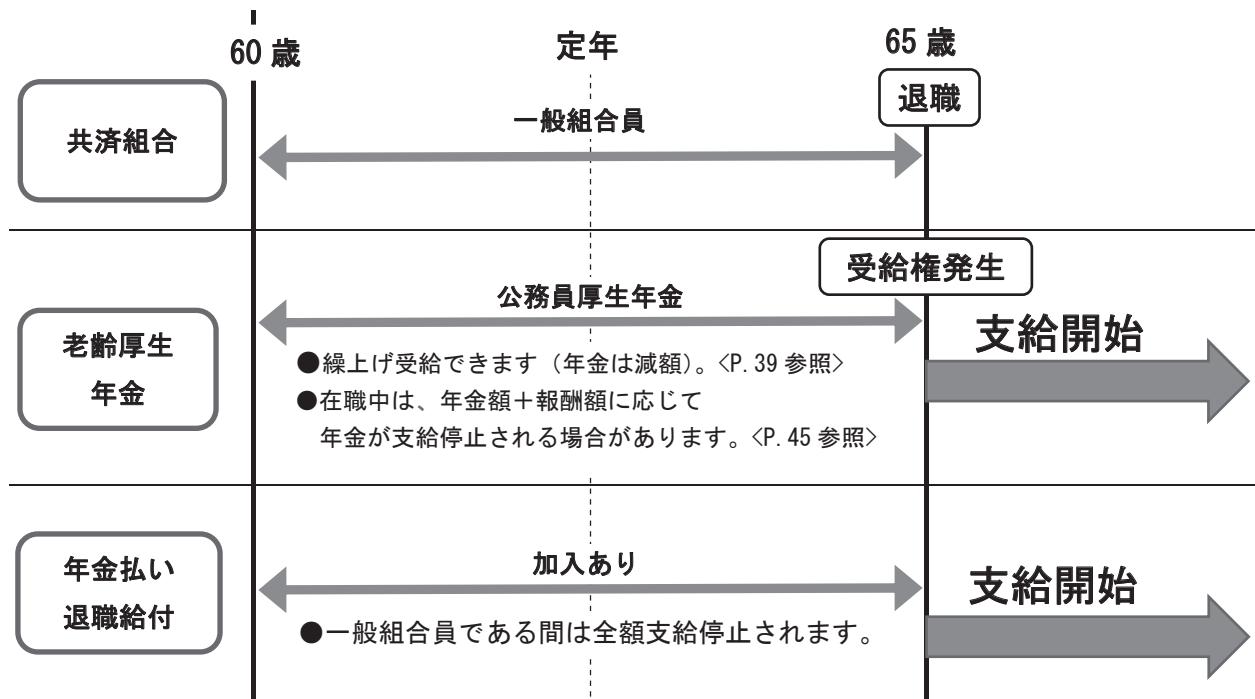
公的年金制度とは、個々の国民生活の安定を損なう老齢、障害及び死亡という事故による経済的損失を補うことにより、生活の安定と福祉の向上を図ることを目的としておりますが、現役世代の保険料負担で高齢者世代を支えるという世代と世代の支えあいによって成り立っている制度です。

基礎・厚生年金は、現役世代が納めた掛金を、受給者の皆様が受け取る賦課方式となっています。（年金払い退職給付は積立方式）

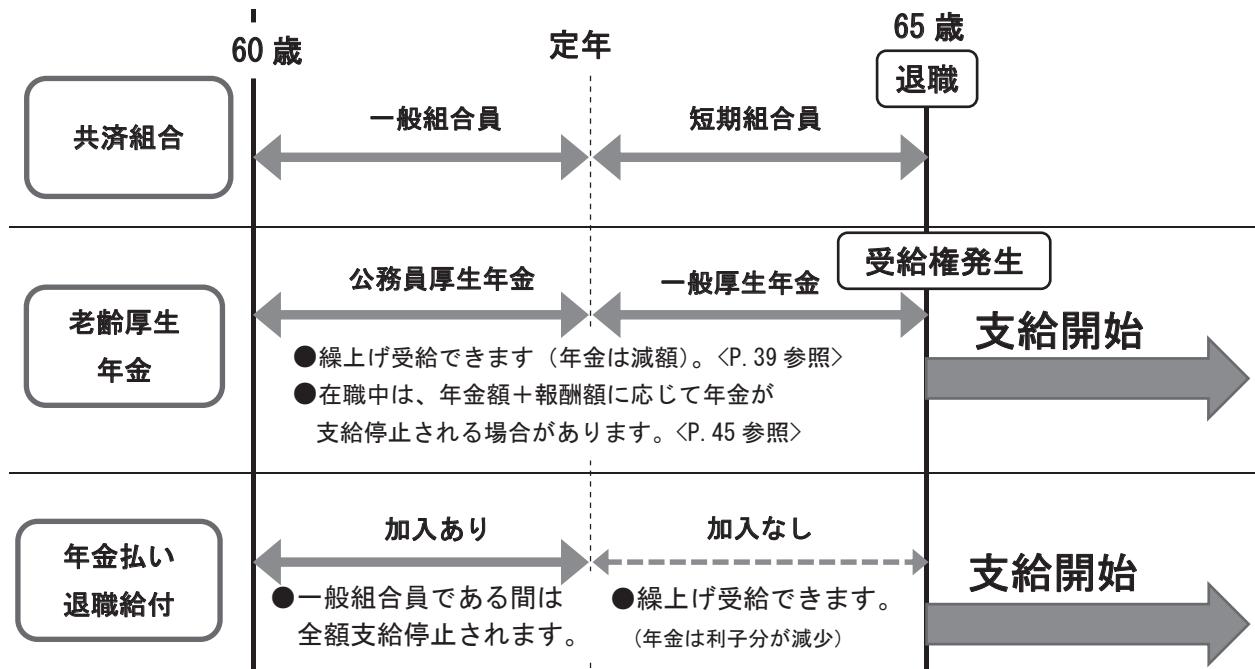
それに伴い、賃金変動率（現役世代の負担能力）やマクロ経済スライド（年金給付水準を自動的に調整する仕組み）に基づいた年金額改定が毎年度行われているのです。

【3】 働き方によって異なる共済組合との関わり <60歳以上の組合員の場合>

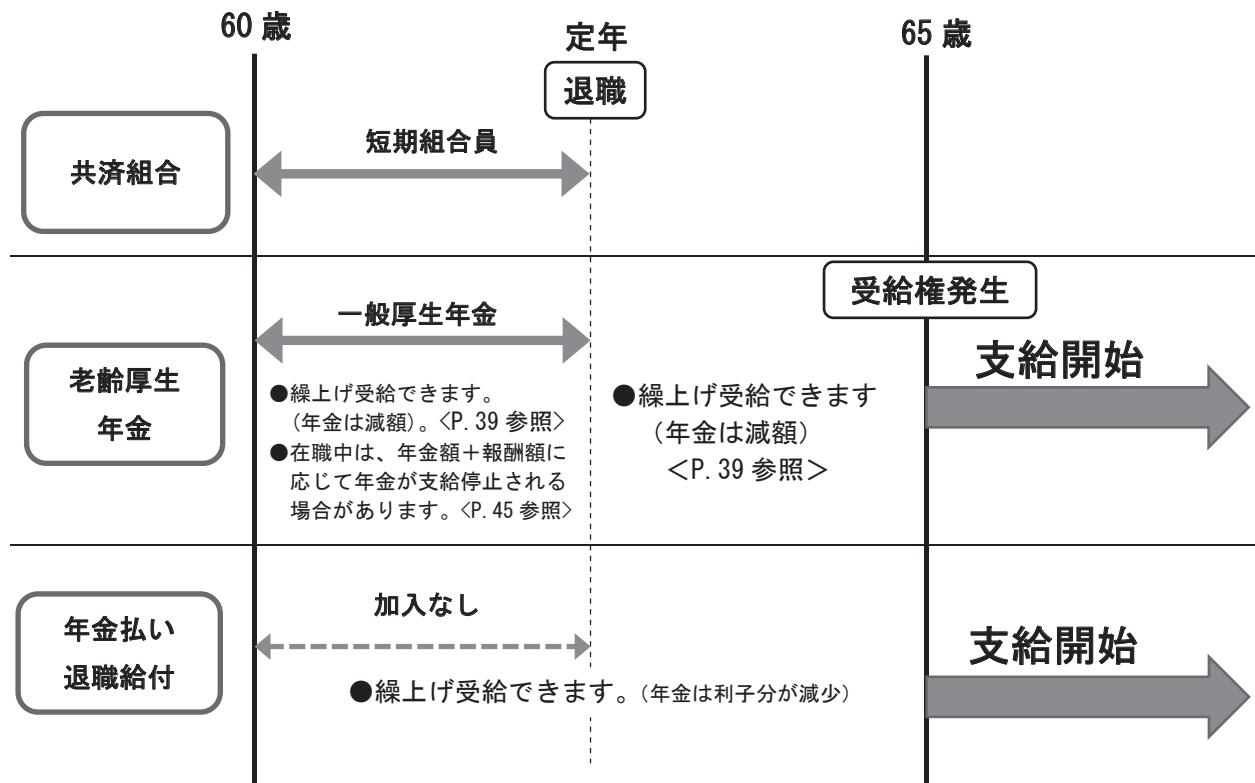
●定年退職後も引き続き、フルタイム再任用で65歳まで働く場合



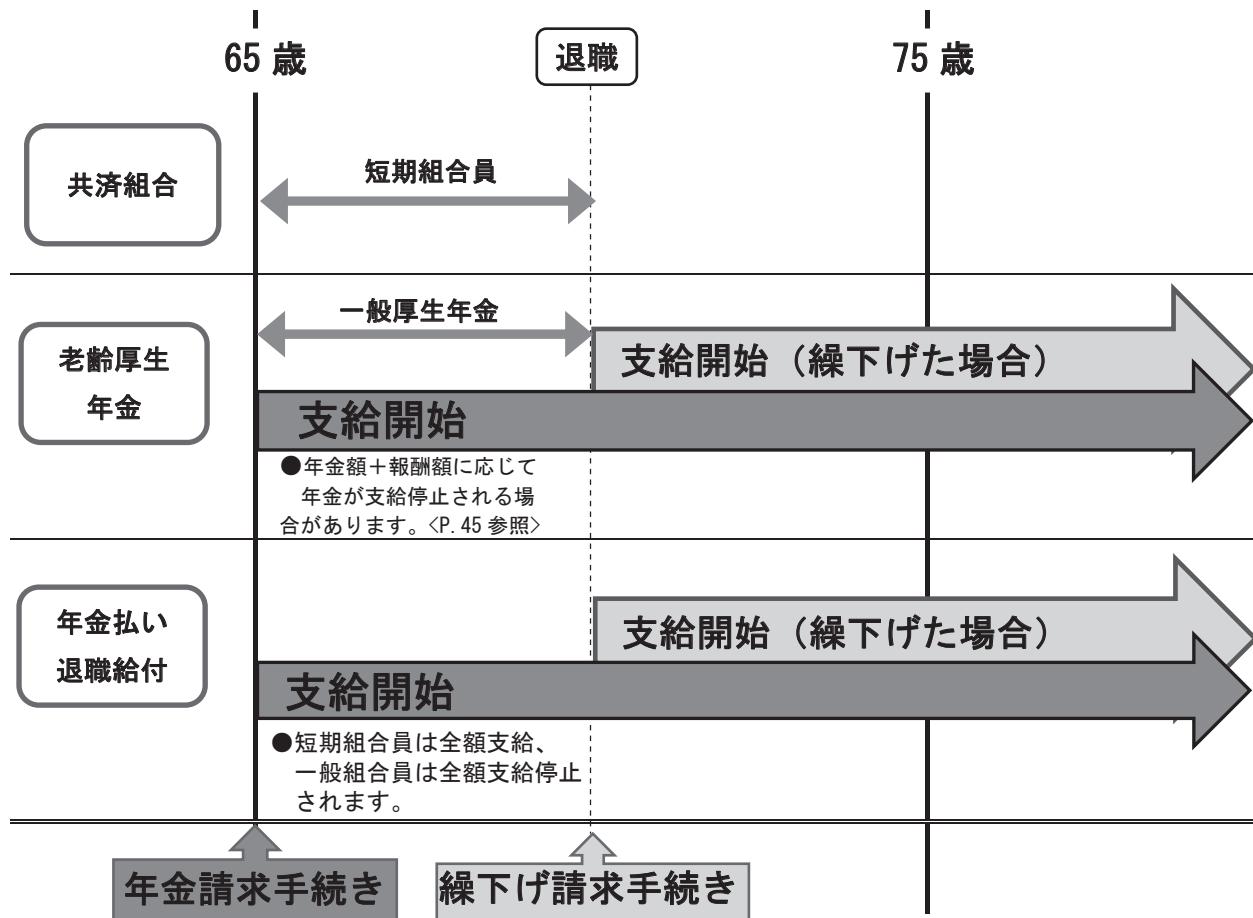
●定年退職後は、パートタイム再任用で65歳まで働く場合



●定年前再任用短時間勤務制で、定年年齢まで働く場合



●65歳以降も引き続き働く場合（例：臨時の任用職員）



65歳で年金請求する場合の留意点

- 老齢厚生年金は、厚生年金加入中は、年金額 + 報酬額に応じた年金の一部または全額が支給停止される場合があります（老齢基礎年金は、支給停止されません）。
- 年金払い退職給付及び経過的職域加算額（いわゆる新旧3階部分）は、公務員厚生年金加入中（一般組合員の期間）は、全額支給停止されます。

老齢厚生年金を繰下げる場合の留意点

- 66～75歳まで繰り下げることが可能です。 (P. 42 参照)
- 年金の在職停止部分及び加給年金額は、増額の対象外です。賃金が高い場合、年金額がほとんど増加しない場合があります。
- 繰下げ期間中に支給停止となる加給年金は追給されません。
- 受給額は以下の割合で増加します。
(増額割合 = 0.7% × 遅らせた月数)

年金払い退職給付年金を繰下げる場合の留意点

- 65歳から受給権発生後10年まで繰り下げることが可能です。
- 受給額は、利子分だけが増加します。 (P. 43 参照)

【4】 知っておきたい老齢年金の各制度

老齢年金には、本人の申出や特定の条件に該当する場合に適用される制度があります。

1 加給年金額

加給年金額は 65 歳到達時、以下のア、イ両方の要件に当てはまる場合に、2 階部分の老齢厚生年金に加算して支給されます。継下げを選択している間は支給されません。

加給年金額の支給要件

ア 年金受給者の厚生年金（第1号～第4号）の加入期間が 20 年以上

イ 65 歳から支給される「老齢厚生年金」の受給権発生時に生計を共にする加給年金額対象者がいる（下表参照）
(※1)

【加給年金額対象者】

加給年金額対象者	年齢要件	収入要件	加給年金額 (令和7年度)
配偶者	65 歳未満		415,900 円/年
子	・ 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子 ・ 20 歳未満で障害等級が 1 ～ 2 級に該当する障害状態にある子	恒常的収入が年額 850 万円未満又は所得が 655.5 万円未満 (※2) ※2 おおむね 5 年以内に定年等の理由で収入が上記の額を下回る見込みの場合は該当	2 人まで 1 人につき 239,300 円/年 3 人目から 1 人につき 79,800 円/年 (令和7年度現在)

○加給年金額は、皆さんのが 65 歳になった時、生計を同じくする配偶者または子がいる場合等に加算されます。

※1 健康保険の被扶養者認定又は税法上の被扶養者との関連はありません。

○加給年金の停止について

以下の条件にあたる場合は、支給が停止されます。

- (1) 加給年金額対象者が 20 年以上の加入期間を有する老齢厚生年金の受給権が発生する（特別支給含む）又は障害を事由とする年金を受けた場合
- (2) 再就職などで厚生年金（第1号～第4号）に加入となって、自身の年金が全額支給停止となった場合

年金の繰上げと繰下げについて（要点一覧）

繰上げは年金を早く支給する分減額され、
繰下げは年金を遅く支給する分加算されます。

老齢年金について (新3階部分を除く。)	繰上げ	繰下げ
年金の支給開始	65歳より前(60~64歳)	66歳より後(66~75歳)
請求方法	支給を希望する時期に自分で連絡し、請求書を入手する。	65歳の年金請求時に繰下げる旨を申し出る。 <u>66歳以降</u> の支給を希望する時期に自分で連絡し、請求書を入手する。
増減割合	減 (0.4% × 前倒しした月数)	増 (0.7% × 遅らせた月数)
対象となる年金	1階部分 (老齢基礎年金)	1階、2階、旧3階全てを同時に繰上げる必要あり。
	2階部分 (老齢厚生年金) 旧3階部分 (退職共済年金(経過的職域加算額))	※一般、私学等老齢厚生年金も全て同時に繰上げる必要あり。

新3階部分 (年金払い退職給付)	繰上げ	繰下げ
年金の支給開始	65歳より前(60~64歳)	受給権発生後10年まで
請求方法	支給を希望する時期に自分で連絡し、請求書を入手する。	支給を希望する時期に自分で連絡し、請求書を入手する。
増減割合	減 (繰上げた期間の利子分のみ)	増 (繰下げた期間の利子分のみ)
備考	単独で繰上げ可能	単独で繰下げ可能

2 60歳からの繰上げ

(1) 老齢年金等（年金払い退職給付を除く。）の繰上げ

老齢年金は、受給開始を早めることができます（繰上げ）。

老齢年金は65歳から受給開始ですが、繰上げして60歳

以降の希望する月から受給することができます。

ただし、繰上げると年金額は1月あたり0.4%の割合で

減額され、受け取る年金は生涯減額されたままになります。

その他にも制約事項がありますので、希望する方はよく検討してから請求してください。

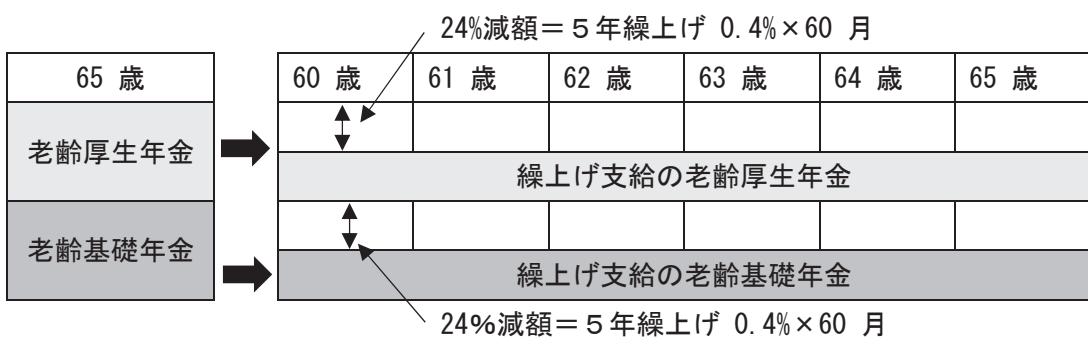
※繰上げ請求を希望する方は、大阪支部年金グループ

（電話 06-6941-2864）までご連絡ください。

繰上げ期間	減額率
5年（60月）	24%
4年（48月）	19.2%
3年（36月）	14.4%
2年（24月）	9.6%
1年（12月）	4.8%

繰上げ請求を行うには、国民年金、一般厚生年金、私学厚生年金など、65歳から受給する全ての公的年金の老齢年金を同時に繰上げることが必要です。

【例】60歳で繰上げ請求する場合



【繰上げを行った場合の制約事項】

- ① 繰上げ支給により減額された年金は生涯にわたって続きます。このため受け取る期間の長短により、繰上げ請求しない場合よりも受け取る総額が減少する場合があります。
- ② 繰上げ請求を行った後に、取り消しをすることはできません。
- ③ 繰上げ請求を行った後は、障害基礎（共済・厚生）年金に関する以下の請求等ができなくなります。
 - ア 事後重症などによる障害基礎（共済・厚生）年金の請求
 - イ 繰上げ請求を行った後に初診日がある障害基礎年金の請求
 - ウ 3級の障害共済（厚生）年金を受給している方の障害の程度が増進した場合の改定請求
- ④ 繰上げ請求を行った後に、国民年金の寡婦年金※を請求することはできません。また、すでに寡婦年金を受給している方については、寡婦年金の権利はなくなります。
- ⑤ 繰上げ請求を行った後に、国民年金の任意加入被保険者になることはできません。
- ⑥ 繰上げ請求を行った後に、以下に該当する場合は繰上げ支給の老齢厚生年金の一部（又は全部）が支給停止となる場合があります。（P45 5 在職中の収入月額による厚生年金の支給調整 参照）
 - ア 厚生年金保険又は私立学校教職員共済制度に加入した場合
 - イ 常勤の公務員として再就職し、共済組合の組合員となった場合
 - ウ 雇用保険の基本手当を受給する場合
 - エ 障害基礎（共済・厚生）年金・遺族基礎（共済・厚生）年金の受給権がある場合

※寡婦年金＝国民年金第1号被保険者としての保険料納付済み期間等が25年以上ある夫が年金を受けずに死亡した場合に、10年以上婚姻関係があった妻に60歳から65歳までの間支給されるもの

(2) 繰上げた場合の老齢厚生年金等の額について

下記に、老齢厚生年金等を繰上げた場合の試算額について掲載しますので、参考にしてください。

【条件例】 昭和 40 年 4 月生まれ 組合員期間 38 年
 令和 12 年 5 月 (65 歳の誕生月の翌月) から受給した場合
 老齢厚生年金 1,535,300 円
退職共済年金 (経過的職域加算) 203,400 円
 合 計 1,738,700 円 (年額)

〈60 歳から年金を繰上げる場合〉 減額率 24%
 老齢厚生年金 $1,535,300 \times 0.76 = 1,166,828$ 円
退職共済年金 (経過的職域加算) 203,400 × 0.76 = 154,584 円
 合 計 1,321,412 円

〈61 歳から年金を繰上げる場合〉 減額率 19.2%
 老齢厚生年金 $1,535,300 \times 0.808 = 1,240,522$ 円
退職共済年金 (経過的職域加算) 203,400 × 0.808 = 164,347 円
 合 計 1,404,869 円

〈62 歳から年金を繰上げる場合〉 減額率 14.4%
 老齢厚生年金 $1,535,300 \times 0.856 = 1,314,216$ 円
退職共済年金 (経過的職域加算) 203,400 × 0.856 = 174,110 円
 合 計 1,488,326 円

〈63 歳から年金を繰上げる場合〉 減額率 9.6%
 老齢厚生年金 $1,535,300 \times 0.904 = 1,387,911$ 円
退職共済年金 (経過的職域加算) 203,400 × 0.904 = 183,873 円
 合 計 1,571,784 円

〈64 歳から年金を繰上げる場合〉 減額率 4.8%
 老齢厚生年金 $1,535,300 \times 0.952 = 1,461,605$ 円
退職共済年金 (経過的職域加算) 203,400 × 0.952 = 193,636 円
 合 計 1,655,241 円

〔参考〕老齢基礎年金繰上げ受給・受取り総額（受給額）

20歳から60歳までの40年間保険料を納め、満額831,700円（令和7年4月現在）受け取るものとして計算

受給開始年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
支給率	76.0%	80.8%	85.6%	90.4%	95.2%	100%
60歳時	632,092					
61歳時	1,264,184	672,014				
62歳時	1,896,276	1,344,028	711,935			
63歳時	2,528,368	2,016,042	1,423,870	751,857		
64歳時	3,160,460	2,688,056	2,135,805	1,503,714	791,778	
65歳時	3,792,552	3,360,070	2,847,740	2,255,571	1,583,556	831,700
66歳時	4,424,644	4,032,084	3,559,675	3,007,428	2,375,334	1,663,400
67歳時	5,056,736	4,704,098	4,271,610	3,759,285	3,167,112	2,495,100
68歳時	5,688,828	5,376,112	4,983,545	4,511,142	3,958,890	3,326,800
69歳時	6,320,920	6,048,126	5,695,480	5,262,999	4,750,668	4,158,500
70歳時	6,953,012	6,720,140	6,407,415	6,014,856	5,542,446	4,990,200
71歳時	7,585,104	7,392,154	7,119,350	6,766,713	6,334,224	5,821,900
72歳時	8,217,196	8,064,168	7,831,285	7,518,570	7,126,002	6,653,600
73歳時	8,849,288	8,736,182	8,543,220	8,270,427	7,917,780	7,485,300
74歳時	9,481,380	9,408,196	9,255,155	9,022,284	8,709,558	8,317,000
75歳時	10,113,472	10,080,210	9,967,090	9,774,141	9,501,336	9,148,700
76歳時	10,745,564	10,752,224	10,679,025	10,525,998	10,293,114	9,980,400
77歳時	11,377,656	11,424,238	11,390,960	11,277,855	11,084,892	10,812,100
78歳時	12,009,748	12,096,252	12,102,895	12,029,712	11,876,670	11,643,800
79歳時	12,641,840	12,768,266	12,814,830	12,781,569	12,668,448	12,475,500
80歳時	13,273,932	13,440,280	13,526,765	13,533,426	13,460,226	13,307,200
81歳時	13,906,024	14,112,294	14,238,700	14,285,283	14,252,004	14,138,900
82歳時	14,538,116	14,784,308	14,950,635	15,037,140	15,043,782	14,970,600
83歳時	15,170,208	15,456,322	15,662,570	15,788,997	15,835,560	15,802,300
84歳時	15,802,300	16,128,336	16,374,505	16,540,854	16,627,338	16,634,000
85歳時	16,434,392	16,800,350	17,086,440	17,292,711	17,419,116	17,465,700

$$\text{減額率} = 0.4\% \times \text{繰上げ請求月から65歳になる月の前月までの月数}$$

（注）表中の年金額は、支給開始年齢到達日（誕生日の前日）の属する月に繰上げ請求した減額率により計算しています。（円未満四捨五入）

実際には、請求した月に応じて、上の式で計算された減額率によって老齢基礎年金が減額されます。

（3）年金払い退職給付の繰上げ

年金払い退職給付も受給開始を早めることができます（繰上げ）。他の老齢年金と同時に繰上げる必要はなく、繰上げた期間の利子分のみが減額されます。

3 66歳以降の繰下げ

老齢年金は、受給開始を遅らせることができます（繰下げ）。

老齢年金は65歳から受給開始ですが、繰下げして1年経過後の66歳以降の希望する月から受給することができます。繰り下げた場合、1月あたり0.7%の割合で増額された年金が支給されます。

繰下げることのできる期間は、75歳まで（最高120月×0.7%＝84%の増額）です。

希望する方は老齢年金請求時に申し出てください。

（1）老齢厚生年金の繰下げ

老齢厚生年金の繰下げで重要なポイントは次のとおりです。

- ◆ 老齢厚生年金の繰下げは、厚生年金の加入期間（一般厚生年金・公務員厚生年金・私学厚生年金）の年金を、すべて同時に行う必要があります。
例えば、公務員厚生年金のみを繰下げ、一般厚生年金だけ請求することはできません。老齢厚生年金を1つでも請求した場合、残りの老齢厚生年金もすべて請求する必要があります。
また、老齢厚生年金を請求した場合、繰下げに変更することはできません。
- ◆ 繰下げによる増額は、増額率（0.7%）を乗じたものですが、在職による停止部分及び加給年金は増額対象外です。
したがって、給料との支給調整で、もともと支給できる年金の額が少ない場合は、その少ない額に増額率を乗じるので、増額もわずかになります。
- ◆ 老齢厚生年金を繰下げて支給がない間は、加給年金（P.37 参照）も支給停止されます。
- ◆ 65歳時に老齢厚生年金の繰下げを選択後、66歳未満で初めて公務員厚生年金以外の厚生年金に加入した場合、加入後の翌月1日から12月以上経過しなければ、繰下げた年金を請求することはできません。
- ◆ 障害年金（障害基礎年金を除く。）または遺族年金の受給権がある方は、老齢厚生年金の繰下げ請求はできません。

（2）老齢基礎年金の繰下げ

老齢厚生年金の繰下げ請求をするかしないかに関わらず、老齢基礎年金のみを繰下げ請求できます。老齢基礎年金には、老齢厚生年金とは異なり、増額対象外となる部分はありません。

Q&Aコーナー

Q 年金を繰下げ請求する場合と、65歳で請求する場合と、どちらが得ですか。

A 老齢年金は受け取る期間を遅らせる(繰下げる)ことによって、年金額を増やすことはできますが、長生きしないと総受取額が少なくなることがあります。

1年間繰下げした場合、1年受給しなかった年金額を取り戻すには、加給年金がない場合で約12年かかります。加給年金がある場合はそれ以上の年数がかかります。

最終的な結果は、支給調整等の額や個別の年金額など状況によって異なります。

(3) 年金払い退職給付の繰下げ

年金払い退職給付については、受給権発生後10年まで繰下げ可能ですが、増額されるのは、繰下げた期間の利子分のみになります。

4 一般厚生年金保険の加入期間がある女性の請求時期

生年月日が昭和41年4月1日以前の女性で、臨時的任用職員、非常勤職員等や民間企業での職歴のある方の一般厚生年金は、65歳より前から支給されます。

一般厚生年金保険の加入期間が1年以上ある女性は、下表の年齢から特別支給の老齢厚生年金を受給できます。

該当する方には日本年金機構から請求書が送付されるので、公務員の厚生年金とは別に、先行して請求してください。

〔参考〕第1号 老齢厚生年金の女性の支給開始年齢

生年月日	昭37.4.2～ 昭39.4.1	昭39.4.2～ 昭41.4.1	昭41.4.2～
支給開始年齢 (特別支給)	63歳	64歳	65歳

(例)【生年月日】昭和40年10月5日生まれ

【加入期間】一般、公務員、私学厚生年金保険の期間あり

【退職日】令和8年3月31日

※64、65歳時の2回手続が必要

令和8年3月
(退職)

一般厚生年金
(特別支給)

年金払い退職給付
各老齢厚生年金(本来支給)
老齢基礎年金

64歳

65歳

5 在職中の収入月額による厚生年金の支給調整

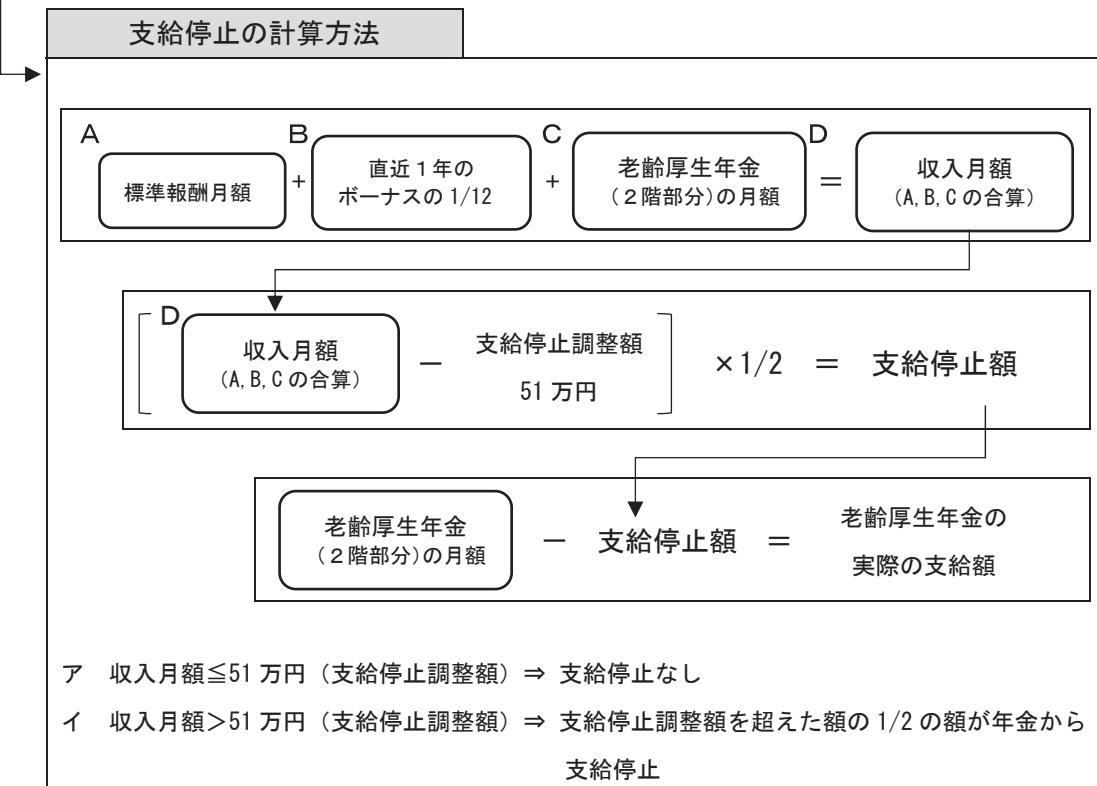
老齢厚生年金の支給開始年齢到達後に、再就職等により厚生年金保険に加入している（加入する）場合は、再就職先の賃金等に応じて年金の全額又は一部が支給停止されます。

ただし、厚生年金保険に加入しない働き方（勤務時間の少ない時間講師、パート、個人事業等）、不動産や株式等による収入は、支給停止の対象にはなりません。

決定される年金の種類	厚生年金の種類と年金の支給停止調整額	
	公務員共済の組合員	一般・私学厚生年金保険加入者
老齢厚生年金	再就職先の標準報酬月額と過去1年間のボーナス額の1/12と老齢厚生年金の月額の合計が51万円を超えた場合、超えた額の1/2の額が年金から支給停止	2階部分
退職共済年金（経過的職域加算額）	全額支給停止	全額支給
年金払い退職給付	退職日に支給権発生	全額支給

※ 51万円（支給停止調整額）は、令和7年度の額であり、賃金や物価の変動により改定することがあります。

※ 老齢基礎年金には支給調整はありません。在職中でも全額支給されます。



年金の支給停止額はいくら？

【例1】昭和40年8月16日生まれ

■受給権発生時(令和12年8月15日)の勤務状況

再任用フルタイム(教諭級)勤務職員(公務員共済加入)として勤務中

標準報酬月額は36万円… A、ボーナスは年72万円… B

■年金額(年額)

老齢基礎年金は81万円

老齢厚生年金は144万円(月額12万円)… C

退職共済年金(経過的職域加算額)は24万円

支給停止の計算方法

A(36万円) + B(72÷12=6万円) + C(144÷12=12万円) = D(54万円)

D(収入月額54万円) > 51万円

D(54万円) - 支給停止調整額(51万円) = 3万円×1/2= 支給停止額(1万5千円)

老齢厚生年金支給額 = C(144÷12=12万円) - 支給停止額(1万5千円) = 11万円5千円

老齢厚生年金12万円のうち、1万5千円が支給停止となり、月額10万5千円が支給

■令和12年9月分(65歳時点)の年金の総支給額

老齢基礎年金…81万円÷12=67,500円※1

老齢厚生年金…10万5千円

退職共済年金(経過的職域加算額)…0円※2 合計172,500円

※1 老齢基礎年金には支給調整はありません。

※2 公務員共済に加入して働いているため、退職共済年金(経過的職域加算額)は全額支給停止になります。

年金の停止計算の例外について

年金を停止する際は、年金の停止対象月に適用されている標準報酬月額で計算をしますが、公務員厚生年金と一般厚生年金の間で組合員種別の変更をする際は例外があります。

例)令和13年3月31日に再任用フルタイムを退職、令和13年4月1日から臨時の任用職員の場合

令和13年3月の年金 令和13年3月の標準報酬月額で計算

令和13年4月の年金 令和13年3月の標準報酬月額で計算

令和13年5月の年金 令和13年5月の標準報酬月額で計算

年金の支給停止調整額が変更される予定です。(令和8年度～)

働く高齢者の方々が社会にとってますます重要になっていく中で、働きながら年金を受給しやすい制度とするため、令和8年度から年金の支給停止調整額が下記のとおり
変更される予定です。また、賃金変動や法改正により、今後も支給停止調整額は変更される可能性があります。

支給停止調整額	
令和7年度	51万円
令和8年度	62万円※

※令和6年度の価格によるもので、令和8年度までの物価や賃金変動に応じて改定の可能性あり

変更された場合、前頁の【例1】は令和8年度以降、以下の計算方法となります。

支給停止の計算方法

$$A (36\text{万円}) + B (72 \div 12 = 6\text{万円}) + C (144 \div 12 = 12\text{万円}) = D (54\text{万円})$$

$$D (\text{収入月額 } 54\text{万円}) < 62\text{万円} (\text{支給停止調整額})$$

Dの収入月額が支給停止調整額を下回るため、老齢厚生年金の支給停止なし

【例2】昭和40年9月20日生まれ

■受給権発生時(令和12年9月19日)の勤務状況

再任用フルタイム(校長級)勤務職員(公務員共済加入)として勤務中

標準報酬月額は56万円… A、ボーナスは年144万円… B

■年金額(年額)

老齢厚生年金は144万円(月額12万円)… C

退職共済年金(経過的職域加算額)は24万円

支給停止の計算方法

$$A (56\text{万円}) + B (144 \div 12 = 12\text{万円}) + C (144 \div 12 = 12\text{万円}) = D (80\text{万円})$$

$$D (\text{収入月額 } 80\text{万円}) > 62\text{万円}$$

$$D (80\text{万円}) - \text{支給停止調整額} (62\text{万円}) = 18\text{万円} \times 1/2 = \text{支給停止額} (9\text{万円})$$

$$\text{老齢厚生年金支給額} = C (144 \div 12 = 12\text{万円}) - \text{支給停止額} (9\text{万円}) = 3\text{万円}$$

老齢厚生年金12万円のうち、9万円が支給停止となり、月額3万円が支給

【5】 その他の年金制度

1 障害厚生年金

障害厚生年金は、組合員期間中に初診日のある病気やけがによって、日常生活や仕事などが制限されるような一定の障害状態（障害等級1～3級）となった場合に、65歳に達する前であっても受け取ることができる年金です。

（1）障害厚生年金

次の支給要件①または②に該当する場合に請求できます。

【支給要件①】

次の（ア）～（ウ）を満たす場合

（ア）病気にかかり、又は負傷した者で、その傷病について初めて医師の診療を受けた日（初診日）に組合員であった者

（イ）次のi又はiiの保険料納付要件を満たしていること

i 初診日の前日において、初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の3分の2以上の期間について、保険料が納付または免除されていること

ii 初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと

（ウ）初診日から1年6月を経過した日又は、その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至った日（障害認定日）に一定の障がいの状態にあること

（注）障害厚生年金は障害認定日において、その傷病が地方公務員等共済組合法施行令別表第1に定める障害等級1,2級又は3級に該当する障がいの状態に認定された場合、その障がいの程度に応じて支給されます（障害等級は身体障害者手帳の等級とは関連がありません）。

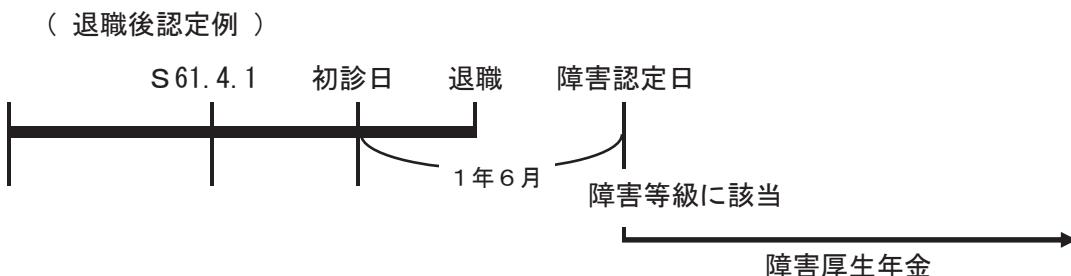
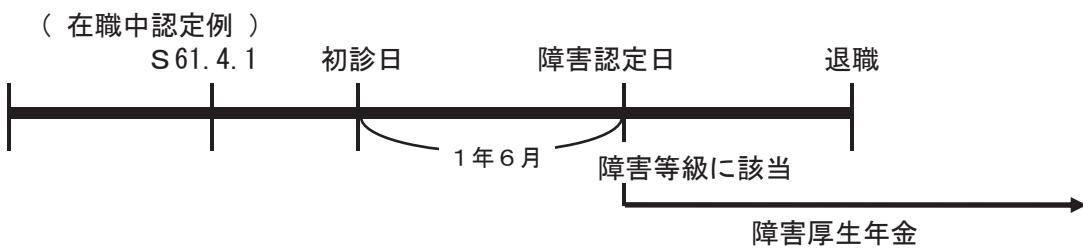
下記①～⑬の傷病は、それぞれ定められた日が障害認定日となります。

（ただし、その日が初診日から1年6月経過後の場合は、初診日から1年6月を経過した日が障害認定日となります。）

- ① 上下肢いずれかを離断又は切断・・・・・・その日
- ② 人工骨頭又は人工関節を挿入置換・・・・・・その日
- ③ 脳血管疾患による機能障害・・・・・・初診日から6か月を経過した日以後（注1）
- ④ 心臓ペースメーカー、ICD又は人工弁を装着・・・・・・その日
- ⑤ 心臓移植、人工心臓、補助人工心臓・・・・移植又は装着日
- ⑥ CRT、CRT-D・・・・・・・・装着日
- ⑦ 人工血管（ステント、ラフト含む）・・・・・・挿入置換日（注2）
- ⑧ 人工透析を施行・・・・・・透析開始から3か月を経過した日
- ⑨ 人工肛門を造設、尿路変更術を施行・・・・施行開始から6か月を経過した日
- ⑩ 新膀胱を造設・・・・・・その日
- ⑪ 喉頭を全摘出している・・・・・・その日
- ⑫ 在宅酸素療法を行っている・・・・・・その日
- ⑬ 遷延性植物状態であるもの・・・・・・状態になった日から3か月を経過した日以後

（注1）医学的観点から、それ以上の機能回復がほとんど望めないと認められる場合等

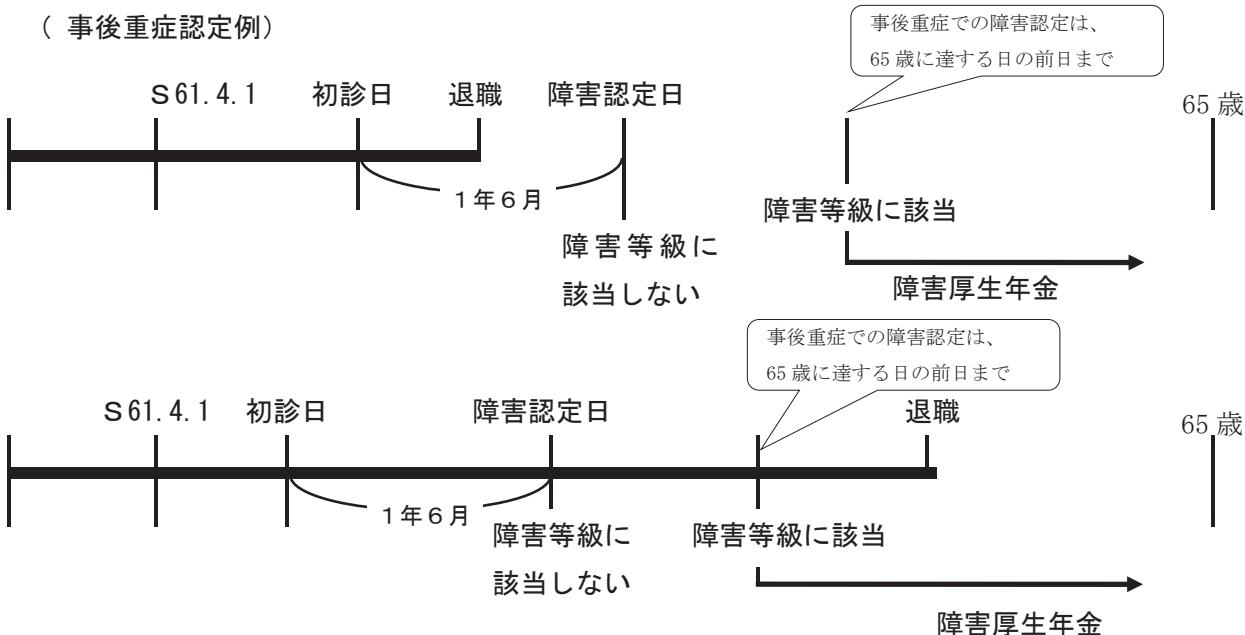
（注2）胸部大動脈解離や胸部大動脈瘤によるもの



【支給要件②】

障害認定日以後に1～3級に該当する障がいの状態となったとき【事後重症制度】

傷病によっては、徐々に病状が進行していくものがあるため、その傷病の初診日が組合員期間であり、障害認定日に障害等級が1～3級に該当しなくとも、その後、65歳に達するまでに障害等級1～3級に該当する障がいの状態になったときは、障害厚生年金が支給されます。



(2) 障害手当金

ア 支給要件

在職中に初診日のある傷病が、初診日から5年以内に治り、3級の障害よりや程度の軽い障がいが残ったときに支給される一時金です。障害手当金を受ける場合も保険料納付要件を満たしている必要があります。

在職中でも受給可能です。障害手当金を受給したのち、同一傷病による障害厚生年金が発生する場合は、障害手当金を返還していただきます。

イ 他の給付との調整

次の支給を受けられる場合、障害手当金は支給されません。

- ・ 国民年金法、厚生年金法または共済組合法による年金給付の受給権者
- ・ 同一傷病について、公務による障害補償等の権利を有する場合

ウ 障害手当金の額

障害手当金の額は、3級障害厚生年金（加給年金額を除く。）の額の2年分に相当する額が支給されます。ただし、障害基礎年金の4分の3に満たない場合は、その額が保障されます。

（参考）

障害基礎年金

障害等級が1級、2級の場合、日本年金機構から支給されます。

基礎年金種別		金額
障害基礎年金 (定額)	1級	1,039,625円
	2級	831,700円
子の加算額	2人まで1人につき	239,300円
	3人から1人につき	79,800円

（令和7年4月単価）

2 遺族厚生年金

遺族厚生年金とは、厚生年金保険の被保険者、被保険者であった者又は厚生年金の受給権者が亡くなったときに遺族に支給される年金です。

一般的な遺族厚生年金の年額は、亡くなった方が受け取る(受け取っていた)老齢厚生年金(退職共済年金を含む。)の年額のおおむね4分の3になります。遺族厚生年金を受給するためには亡くなった方と遺族のそれぞれが以下の要件を満たす必要があります。

なお、退職後に亡くなった場合(年金待機者の死亡)は、遺族が直接公立学校共済組合本部(電話03-5259-1122)へお問合せください。

【支給要件】

- (ア) 組合員が死亡したとき
- (イ) 組合員期間中に初診があった傷病により、その初診から5年以内に死亡したとき
- (ウ) 1～2級の障害厚生年金(共済年金)の受給権者が死亡したとき
- (エ) 老齢厚生年金(退職共済年金)若しくは旧共済法に基づく退職年金(減額退職年金及び通算退職年金を含む。)の受給権者、又は組合員期間等が25年以上である者が死亡したとき

注(ア)と(イ)は国民年金の保険料納付要件が問われます。

※遺族基礎年金の受給権がない30歳未満の妻に対して支給される遺族厚生年金は、5年間で支給が終了します。

(平成19年4月1日前に遺族共済年金の受給権が発生した者を除く。)

【遺族の範囲】

組合員又は組合員であった者の死亡の当時、その者により生計を維持されていた者(同居かつ世帯が同一)で、給与収入が年額850万円未満(5年以内に定年退職し850万円未満となる者を含む)又は所得が655万5千円未満の次の者

- (ア) 配偶者及び子(18歳に達した年度末までの間であって配偶者のない者、又は1～2級の障がいの状態にある20歳未満の者) *55歳未満の夫は対象外です。
- (イ) 55歳以上の父母
- (ウ) 孫(18歳に達した年度末までの間であって配偶者のない者、又は1～2級の障がいの状態にある20歳未満の者)
- (エ) 55歳以上の祖父母

【遺族への支給順序等】

- (ア) 遺族が2人以上いる場合は前記(2)(ア)から(エ)の最上位者が受給権者になります。
- 上位の者が失権しても下位の者には支給されません。
- (イ) 同順位者が2人以上いる場合、遺族厚生年金の額はその同順位者の人数で等分され、それぞれの名義の口座に送金します。
- (ウ) 子に対する遺族厚生年金は、同順位者である配偶者が権利を有する間、その支給が停止されます。
- (エ) 遺族厚生年金の受給権者が夫、父母、祖父母で60歳未満であるときは、60歳に達するまで支給が停止されます。ただし、夫は遺族基礎年金を受給している場合に限り、遺族厚生年金もあわせて支給されます。(平成26年4月改正)

(参考)

遺族基礎年金

遺族基礎年金は、組合員の死亡当時、その者によって生計を維持されていた(年収が850万円未満の)次の者がいる場合に日本年金機構から支給されます。

- (ア) 死亡した者の配偶者であって、(イ)に該当する子と生計を同一にしている者
 (イ) 死亡した者の18歳に達する年度末までの子または1級・2級の障がいの状態にある20歳未満の子
 ・子に対する遺族基礎年金は、配偶者がいる場合には支給は停止されます。
 ただし、子に対する支給が停止されている間、その年金は配偶者に支給されます。

基礎年金種別		金額
遺族基礎年金(定額)		831,700円
子の加算額	2人まで1人につき	239,300円
	3人から1人につき	79,800円

(令和7年度現在)

3 年金の併給調整

老齢や障害、遺族など給付事由の異なる年金の受給権がある場合には、選択する一つの年金が支給され、他の年金は停止されます。このことを「併給調整」といいます。年金選択については、より有利な方をお選びいただけます。また、この選択は、いつでも将来に向かって変更すること（選択替え）ができます。

- (ア) 退職・老齢を事由とする年金
(老齢厚生年金・老齢基礎年金)
- (イ) 障がい状態を事由とする年金
(障害厚生年金・障害基礎年金)
- (ウ) 遺族であることを事由とする年金
(遺族厚生年金・遺族基礎年金)



- ・給付事由が異なる2つ以上の年金の受給権があれば、いずれかを選択して受給します。
 - ・同一事由の厚生年金と基礎年金は1つの年金とみなします。
- (下図参照)

下図のように、厚生年金制度の年金と国民年金法による基礎年金は併給可能です。

- (ア) 老齢厚生年金と老齢基礎年金

老齢厚生年金（一般厚生年金）	日本年金機構が支給
老齢厚生年金（地共済厚生年金）	最後に加入した共済組合が支給
老齢厚生年金（私学厚生年金）	日本私立学校振興・共済事業団が支給
老齢基礎年金	日本年金機構が支給

- (イ) 同一の給付事由に基づく障害厚生年金と障害基礎年金

障害厚生年金	同一給付事由
障害基礎年金	

- (ウ) 同一の給付事由に基づく遺族厚生年金と遺族基礎年金

遺族厚生年金	同一給付事由
遺族基礎年金	

- (エ) 遺族厚生年金と老齢基礎年金

(ウ) の場合において遺族厚生年金の受給権者が65歳に達している場合には、自分の老齢基礎年金を受給できるので、遺族厚生年金と同一の給付事由に基づく遺族基礎年金又は自分の老齢基礎年金のどちらかを受給することができます。

遺族厚生年金※	又は	遺族厚生年金※	同一給付事由
老齢基礎年金		遺族基礎年金	

※老齢厚生年金を受ける権利がある場合は、老齢厚生年金相当額が差し引かれます。

- (オ) 老齢厚生年金又は遺族厚生年金と障害基礎年金

65歳以上の障害基礎年金の受給権者が、老齢厚生年金又は遺族厚生年金受給者である場合は、老齢基礎年金又は遺族基礎年金を停止し、障害基礎年金を受給することができます。

老齢厚生年金（または遺族厚生年金）
障害基礎年金

4 異婚時の年金分割制度

離婚時の年金分割とは、離婚する当事者の婚姻期間中における厚生年金の保険料納付記録（標準報酬額）を分割し、それぞれの年金の基礎となる標準報酬に算入する制度です。年金自体を分割するものではありません。

老齢厚生年金は夫婦それぞれの保険料納付記録を基に算定されますが、働き方により夫婦間で年金額に大きな差が出ることがあります。このため、婚姻期間中の保険料納付記録を夫婦が共同で負担した保険料と考え、両者の保険料納付記録を合算して任意の割合で按分することで、将来それが受け取る厚生年金の額に反映させるのが年金分割制度です。

平成19年4月1日以降に成立した離婚が対象です。



● 分割方法

分割方法は、次の2種類です。

- 1 当事者間の合意による「合意分割」
- 2 国民年金の第3号被保険者（会社員や公務員などに扶養される20歳以上60歳未満の配偶者）であった方からの請求による「3号分割」（平成20年4月～）

● 分割の手続

離婚時の年金分割は、当事者（双方、またはその一方）からの請求に基づき、実施機関（公立学校共済組合本部）が行います。請求手続は公立学校共済組合やお近くの年金事務所等でも受付しています。

年金分割の請求手続

請求は「標準報酬改定請求書」に、按分割合を明らかにできる書類等を添付して行います。

情報通知書の請求手続

分割の話し合いに必要な情報は、事前に「情報通知書」として受け取ることができます。

※ 注意事項

〈請求期限〉

年金分割の請求期限は、離婚日の翌日から起算して2年以内です。

〈事実婚の場合〉

事実上の婚姻関係にある方も対象となります。分割の対象とすることができる期間は、当事者の一方が国民年金の第3号被保険者として認定されていた期間に限られます。

年金Q&A

Q 1 退職を考えています。年金の手続きは何をすればいいですか？

- A. 退職により公務員厚生年金の加入から非加入となる場合は、共済組合で、任命権者等からの情報提供により待機者登録を行いますので、手続き不要です。ただし、早期退職・定年退職の場合は、任命権者の通知等に従い、退職手当の請求と合わせ、履歴書の提出をお願いします。
- なお、年金受給者の場合は、「退職・資格変動調査票」を大阪支部へ提出してください。様式は大阪支部ホームページからダウンロードできます。

<P. 21 P. 32 参照>

Q 2 退職後に引越した場合、必要な手続きは？

- A. 公立学校共済組合本部へ住所変更の届出が必要です。
- 届出をしないと、年金請求書をはじめ、公立学校共済組合から送付する書類が正しく送付されません。
- また、氏名が変更になった場合も届出が必要です。
- 届出の様式（年金待機者異動報告書）は公立学校共済組合本部ホームページからもダウンロードできます。
- ただし年金受給後は、住民基本台帳ネットワークシステムを利用して住所変更処理を行うため、ご本人による届出は原則不要です。変更には4～5か月程度かかりますので、郵便局で転送手続きを行ってください。

Q 3 退職後、扶養していた配偶者の年金手続きも必要ですか？

- A. 在職中、20歳以上60歳未満の被扶養配偶者は国民年金第3号被保険者でした。
- 退職後、あなたと配偶者が、無職等で厚生年金保険に加入しない場合、60歳になるまで国民年金への加入が必要です。住所地の市区町村の国民年金担当課で手続きを行ってください。

<P. 22 参照>

Q 4

65歳になれば自動的に年金の支給が始めりますか？

- A.** 年金支給は自動ではありません。年金を受給するためにはご自身で年金請求の手続きをする必要があります。請求手続は「年金請求書」を添付書類とともに提出します（「年金請求書」は登録された住所へ自動的に送付されます）。5年を過ぎると時効により受け取れない額が生じますので、早めに手続きを行ってください。

<P. 24 参照>

Q 5

年金請求書は、いつ頃送られてきますか？

- A.** 65歳になる前に、直前に加入していた実施機関（公立学校共済組合や日本年金機構など）から送られます。誕生日を過ぎても年金請求書が届かない場合は、加入していた実施機関へお問合せください。

<P. 24 参照>

Q 6

年金請求書を提出した後、年金が支給されるまでどのくらいですか？

- A.** 初回の支給は、請求書の提出からおおむね4～6か月後になります。年金の支給が決定されると、年金決定通知書及び年金証書が届き、年金の支給が始めます。年金証書は再就職した時などに必要になりますので、大切に保管してください。

<P. 29 参照>

Q 7

年金の支給日はいつですか？

- A.** 年金の支給月は2・4・6・8・10・12月の年6回です。原則として支給月の15日（土曜日のときは14日、日曜日のときは13日）に、支給月の前月と前々月の2ヶ月分が後払い支給されます。

<P. 29 参照>

Q 8

年金から税金が天引きされると聞きましたが、何税が引かれるのでしょうか？

- A.** 老齢年金は所得税法の規定で「雑所得」に該当します。そのため、年金支給の際に所得税の源泉徴収が行われます。障害年金・遺族年金は非課税です。また、お住まいの市区町村と年金額によっては、介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療制度の保険料、住民税等が天引き（特別徴収）されます。

<P. 31 参照>